

道財政立て直しプラン

平成 16 年 8 月

北 海 道

はじめに

新生北海道を築いていく上で、道財政の立て直しは、最も重要な課題の一つであり、不退転の決意で取り組まなければなりません。

民間企業であれば「倒産」とも言える赤字再建団体への転落を全力で回避し、将来にわたって持続可能な財政構造を構築するためには、道職員一人ひとりの意識改革と道民の皆様の協力が必要です。

このため、私は、道財政の中長期見通しを明らかにし、財政再建に必要な目標と対策を内容とする「財政立て直しプラン」を策定し、このプランを道民の皆様と共有し、協働で進めていこうとするものです。

道財政の立て直しは、施策の大胆な見直しや徹底した行政コスト削減などによる財源の捻出が当面の目標ですが、これは即ち、道庁自らこれまでの仕事のやり方や行政の守備範囲などを抜本的に見直すという「道庁改革」・「道政改革」とも言えます。

道民の皆様には、道財政の立て直しの結果として、一定の負担や痛みを分かち合うことをお願いすることもあるかと思いますが、新生北海道の実現のために私が先頭に立って、道職員一丸となり財政立て直しに取り組んでいくことが、道民の皆様の負託に応え、信頼を得る途であると考えています。

今回の財政立て直しプランは、

「地域主権の推進」…地方分権時代における「自己決定・自己責任の原則」の徹底

「官から民へ」……厳しい経済情勢や公共事業等の縮減に対応し、道行政のあらゆる分野において、民間活力の導入やアウトソーシングを図るとともに、雇用創出や民間需要の誘発を視点とした施策展開や事務事業の抜本的見直し

「働く道庁」……納税者の視点に立って「小さな地方政府」を実現するため、道職員の「知恵と工夫」、「選択と集中」による徹底した行政コストの削減や業務の効率化と道民サービスの向上

という、3つの理念に基づき、当面、平成19年度までに、道の一般財源の約1割に相当する1,700億円の歳出削減、歳入確保に取り組んでいきます。

私は、北海道の潜在力を発揮し、子どもたちの明るい未来づくりのため、また、道州制実現など新しい自治のかたちを作り上げるためにも、この難局を乗り越える覚悟でありますので、道民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

平成16年 8月

北海道知事 高橋 はるみ

< 目 次 >

赤字再建団体転落が現実的となった要因

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 道財政悪化の主な要因 | P 1 |
| 2 赤字再建団体転落による影響 | P 6 |

道財政の中長期収支見通し P 10

財政立て直しの基本的な考え方

- | | |
|----------------------|------|
| 1 プランの計画期間及び目標等 | P 11 |
| 2 対策後の収支見通し | P 13 |
| 3 歳入・歳出全般にわたる構造改革の推進 | P 15 |

対策の内容

- | | |
|-----------------|------|
| 1 人件費 | P 17 |
| 2 公共事業費 | P 21 |
| 3 投資単独事業費 | P 23 |
| 4 義務的経費 | |
| 4 - 1 道債償還費 | P 25 |
| 4 - 2 その他の義務的経費 | P 26 |
| 5 施設等維持管理費 | P 29 |
| 6 一般施策 | P 31 |
| 7 歳入確保の取組み | P 35 |

財政立て直しプランの推進に当たって

- | | |
|-----------------------|------|
| 1 道民サービス向上の視点に立った経営改革 | P 38 |
| 2 雇用対策、産業振興施策の重点的展開 | P 38 |
| 3 国への提言について | P 41 |
| 4 進行管理 | P 41 |

国への提言

- | | |
|--------------------------|------|
| 1 安定した地方税体系の構築 | P 42 |
| 2 地方交付税制度の堅持と地方一般財源総額の確保 | P 42 |
| 3 国直轄事業負担金の段階的縮減等 | P 43 |

用語解説 P 44

参考資料

- | | |
|---|------|
| 1 北海道における地方交付税制度の役割 | P 47 |
| 2 平成16年度地方財政対策の概要 | P 48 |
| 3 平成16年度と同程度(200億円)の収支不足の拡大が
平成18年度まで続いた場合の収支見通し | P 49 |
| 4 平成15年11月時点の道財政の中長期収支見通し | P 50 |
| 5 道財政の健全化に向けたこれまでの取組み | P 51 |
| 6 北海道財政立て直し推進本部設置要綱 | P 52 |

赤字再建団体転落が現実的となった要因

1 道財政悪化の主な要因

過去に発行した道債の償還費が累増する中で、長引く景気低迷の影響から、近年、道税収入が大きく落ち込んだことや、国の地方行財政改革において、地方交付税などが大幅に削減されたことに加えて、介護保険や老人医療費などの義務的経費が増加していることが、道財政悪化の主たる要因

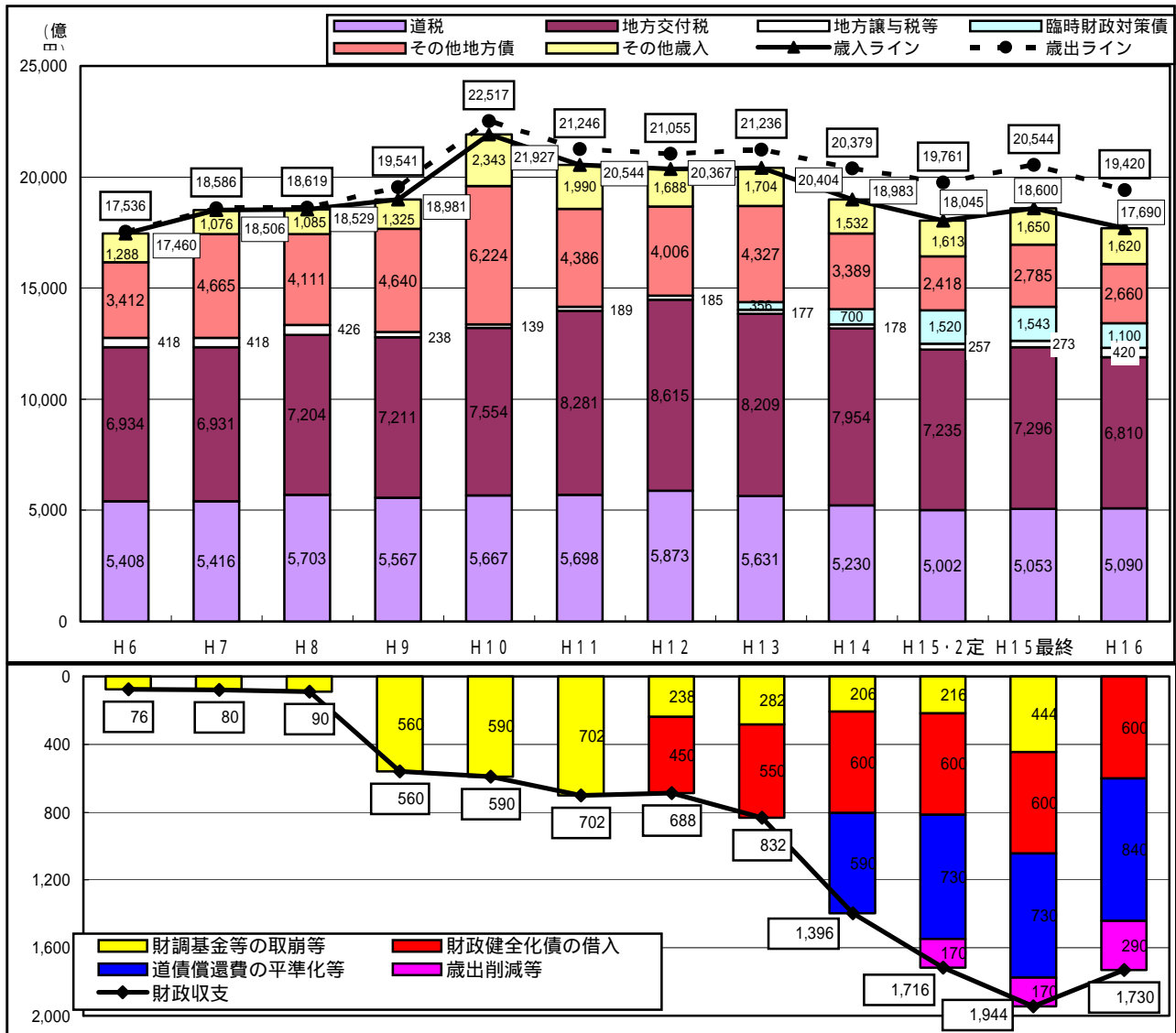
(1) 急速に拡大した収支不足額

道では、これまで、巨額の収支不足に対処するため、平成 11 年度から平成 13 年度までの間、各種施策の見直しや人件費の独自縮減などに取り組むほか、減債基金や特定目的基金の活用と財政健全化債の発行により収支の均衡を図ってきました。

また、平成 14 年度からは、平成 13 年 9 月に策定した「道財政の展望」(以下「展望」という。)に沿って、歳入・歳出全般にわたる構造改革を進めるとともに、平成 16 年度までの 3 年間の緊急の収支対策として、満期一括償還基金(以下「満括基金」という。)積立の一部保留や平準化という緊急避難的な措置を講じてきたところです。

しかし、平成 12 年度には約 690 億円であった収支不足額は、長引く景気低迷の影響から、近年、道税収入が急激に落ち込んだことや、国の地方行財政改革における地方交付税等の大幅縮減に加え、介護保険や老人医療費などの義務的経費が増加していることなどから、急速に拡大し、平成 15 年度以降、1,700 億円(赤字再建団体転落ラインの 2.6 倍)を超える水準にまで達し、昭和 40 年以降、都道府県では例のない、赤字再建団体への転落が現実的な状況となっています。

【歳出規模と歳入の推移(一般財源ベース)】

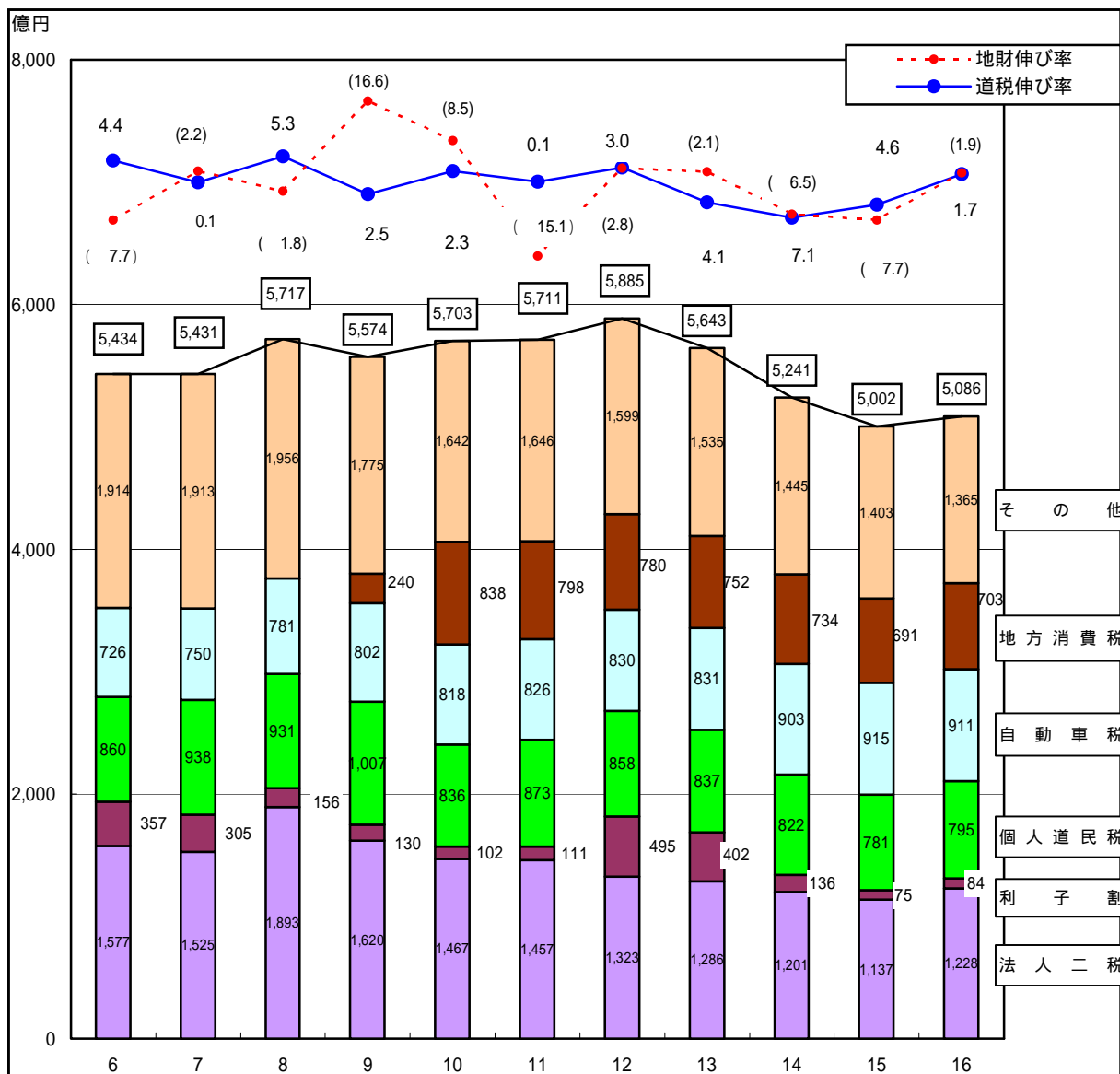


平成 14 年度までは最終補正後予算額、平成 16 年度は当初予算に 2 定提案の道州制モデル事業分を加えた一般財源ベースによる数値である。

(2) 道税収入の減少

自主財源の根幹をなす道税収入は、長引く景気の低迷や、平成10年4月の国の総合経済対策において実施された法人税率等の引き下げ(平成11、12年度の2カ年で約20%の減税)や個人道民税所得割の定率控除(平成11年度から15%の恒久減税)などの特別減税の影響などから、平成13年度以降、平成15年度まで急激に落ち込み、平成16年度は、若干持ち直すものの5,086億円と、ピーク時の平成12年度に比べ約800億円も減少する見込みです。

【道税収入の推移】



平成14年度までは決算額、平成15年度は2定現計予算額、平成16年度は当初予算額。

(3) 地方交付税などの減少

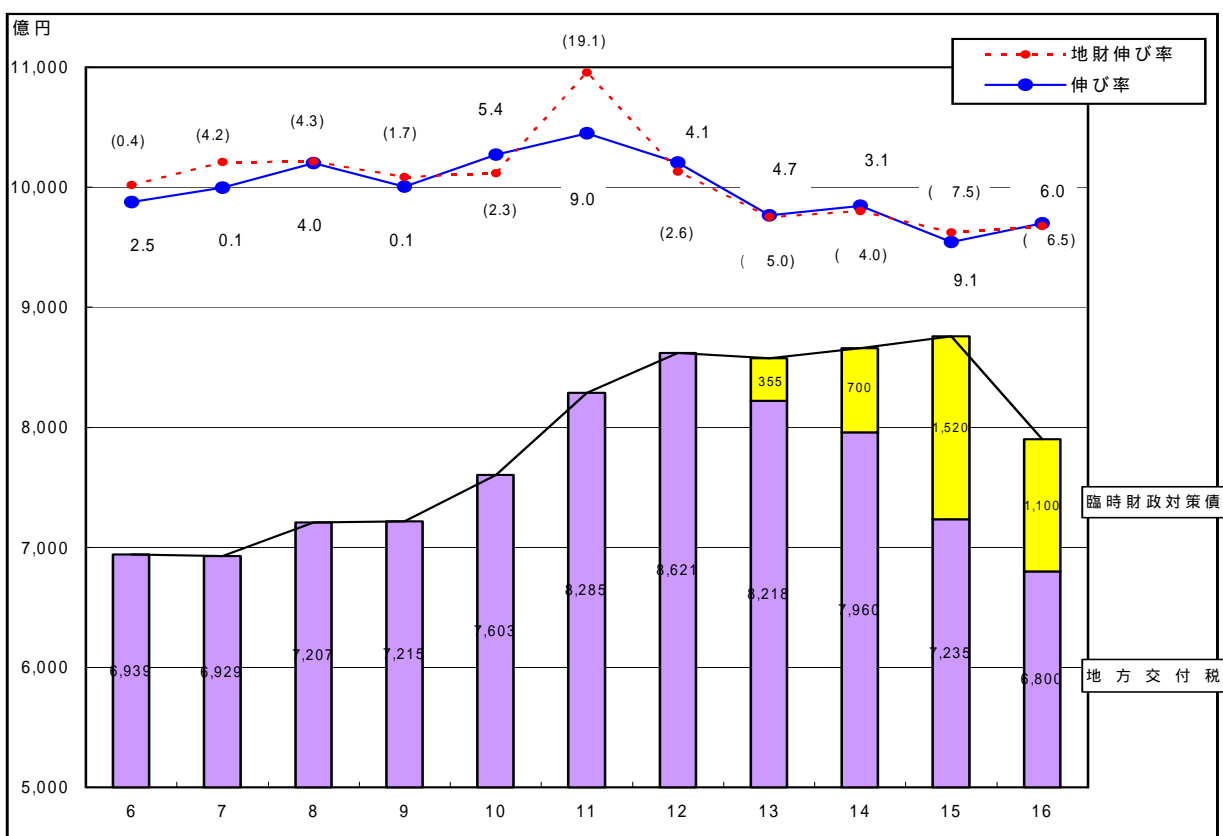
地方の固有財源である地方交付税（以下「交付税」という。）は、いわば「国が地方に代わって徴収する共同の地方税」であり、法律上その額は国税5税の一定割合とされていますが、原資となる国税収入の落ち込みなどから、国の交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）の借り入れにより交付税総額の確保がなされてきました。

しかし、地方財政全体の収支不足を補てんするため国の名において資金調達を行ってきた交付税特会の借入残高が急増し、一部に「隠れ借金」との批判の声もあったことから、地方分権の受け皿である地方団体自らの責任において、収支不足に対応するよう臨時財政対策債（赤字地方債、以下「臨財債」という。）を発行して資金調達を行う方式に変更されました。

このため、平成16年度の交付税は6,800億円と、ピーク時の平成12年度に比べ約1,800億円の減少となり、交付税の振り替わりである臨財債を加えても、前年度に比べ約860億円（8,755億円 7,900億円）もの縮減となる見込みです。

地方財政計画の歳入・歳出規模は、国の地方財政制度改革に伴い、平成14年度以降マイナスに転じ（1.9%、1.5%、1.8%）、地方税に交付税（臨財債を含む）を加えた地方一般財源も縮減（0.5%、1.4%、5.0%）されるなど、これまでのように、「税が減れば交付税が増える」という時代は終えんし、「税も減り交付税も減る」という、地方財政にとって冬の時代を迎えています。（北海道における地方交付税制度の役割については、参考資料1（47ページ）参照。）

【地方交付税の推移】



平成14年度までは決算額、平成15年度は2定現計予算額、平成16年度は当初予算額

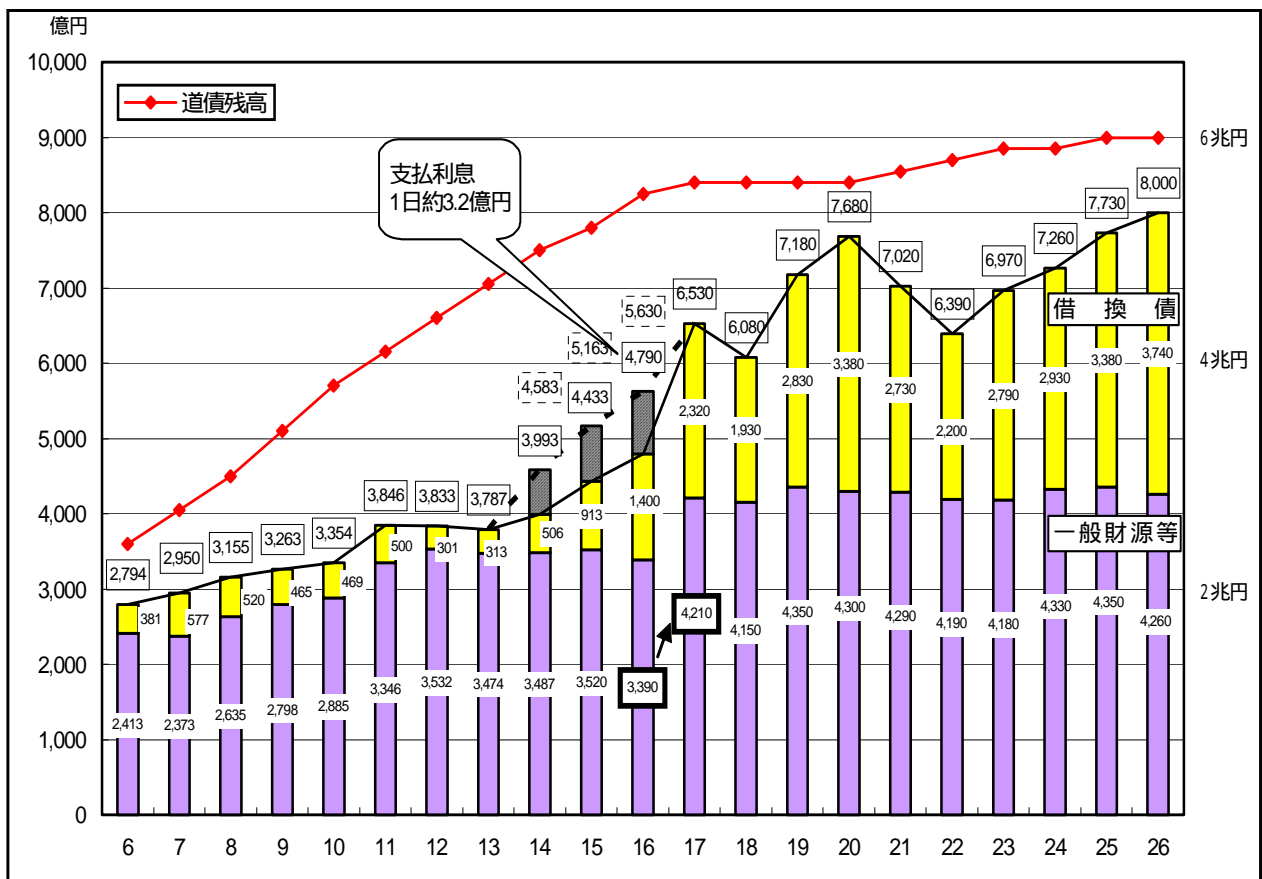
(4) 累増する道債残高、歳出を圧迫する道債償還費

平成4年度以降、「国と地方は車の両輪」との観点から、国の景気・経済対策に呼応して、道債を財源とした公共事業や投資単独事業などの景気対策を実施してきたことに加え、平成12年度以降、年間の収支不足額を補てんするための財政健全化債の発行、さらに、平成13年度以降、国の地方財政制度改革の一環として、交付税の一部が臨財債に振り替えられたことなどから、平成15年度には道債残高が5兆円を超え、平成6年度の約2倍にまで膨れ上がりました。

また、道債償還費も年々増加し、平成16年度には、自然体で4,230億円（「展望」に基づく緊急対策後3,390億円）と平成6年度の約2倍に達し、利払いだけで年間1,160億円、1日当たりで換算すると約3億2千万円もの利子を支払っている計算となります。

今後、4,200～4,400億円もの借金返済が続きますが、「展望」に基づく満括基金積立の一部保留という3カ年（～）の緊急避難的な特例措置は、「平成13年度末の満括基金の残高1,700億円を堅持しながら、将来的にも1年分の実償還額以上を確保する」ことを最低限のルールとして道債を引き受ける市場の理解も得ながら行ってきたものであり、これ以上基金積立の留保を続けることは公社債市場における道債の信頼性を失うことにつながります。これ以上の緊急避難的な特例措置を講じることができないことから、平成17年度には、約800億円もの新たな財政負担が生じる状況にあります。

【道債残高・道債償還費の推移と将来推計】



1. 平成14年度までは決算額、平成15年度は決算見込額、平成16年度は当初予算額、平成17年度以降は推計値。
2. は、展望に基づく満括基金積立一部保留及び償還平準化分（590億円 730億円 840億円）

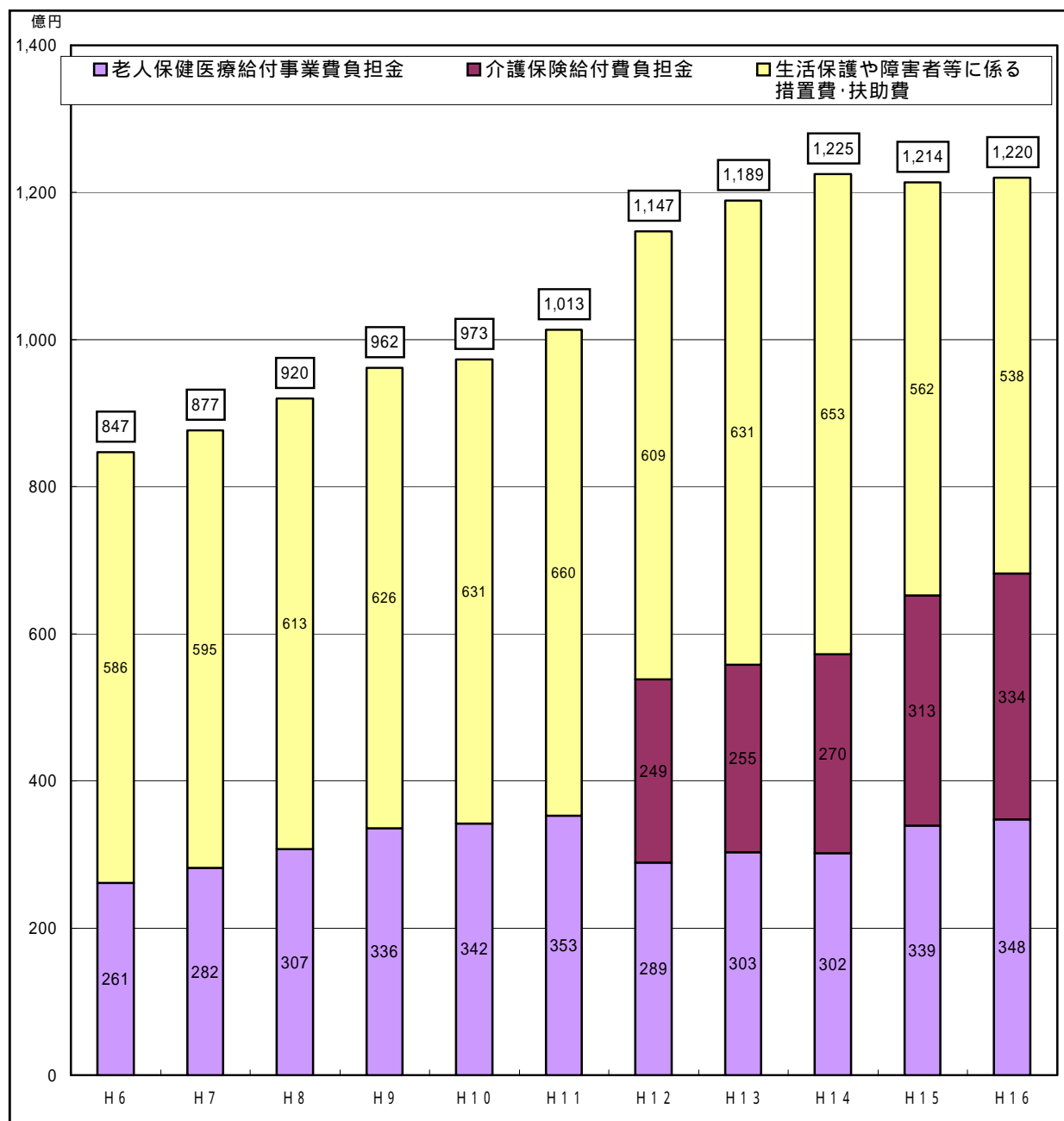
(5) 老人医療費などの保健福祉関係経費の増加

老人保健医療給付事業費負担金については、平成12年度には介護保険制度の導入により、前年度に対し約60億円減少したものの、高齢者人口の増加や公費負担割合の段階的引き上げ（5%→7%）等により再び増加に転じ、平成16年度には350億円と、介護保険導入前の水準に戻りつつあります。

また、介護保険給付費負担金については、道と市町村がそれぞれ給付費の12.5%を負担することとされており、制度創設時の平成12年度には250億円であったものが、制度の定着による需要増といった要因もあり、平成16年度には330億円に達する状況にあります。

老人医療と介護保険を合算した保健・福祉関連経費は680億円となり、介護保険制度導入前（353億円）の平成11年度の約2倍と、急激な伸びを示しています。

【保健福祉関係の経費の推移】



平成7年度、平成11年度、平成15年度は2定現計予算額、その他は当初予算額。

2 赤字再建団体転落による影響

赤字再建団体となった場合、国の管理下で「財政再建計画」に沿った予算編成が義務付けられ、道独自の政策決定など、自主的な行財政運営ができなくなり、いわば「地方自治の放棄」とも言うべき事態に陥ります。

(1) 地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建制度の概要

地方財政再建促進特別措置法（以下「再建法」という。）では、標準財政規模（道税、地方交付税、地方譲与税等の合計額）の5%以上の赤字が生じた都道府県は、再建法に基づく財政再建を行う場合でなければ、公共事業等に充てるための地方債の発行ができなくなります。

北海道では、平成14年度の標準財政規模1兆3,128億円をベースに算定すると、656億円の赤字が生じた場合となります。

この場合、再建法に基づかない「自主再建」を選択することも可能ですが、国直轄事業を除く公共事業、投資単独事業及び建設地方債として発行している財政健全化債などの発行ができなくなります。

自主財源である道税収入を超えて道債（借金）に依存する本道の場合、借金ができなくなれば、事実上、行財政運営が不可能となるため、再建法に基づく「財政再建団体」、いわゆる赤字再建団体となり、国の管理下に置かれる以外に選択肢はありません。

再建法に基づく財政再建の手続きは次のとおりです。

議会の議決を経て総務大臣に財政再建の申し出

財政再建計画を作成し、議会の議決を経て総務大臣に協議（総務大臣の承認）

財政再建計画に基づく予算の調整

財政再建計画の内容

【計画期間】概ね7年以内（歳出削減等は2年程度で実施）

【計画作成の基準】

歳入

- ・道税 超過課税（道民税均等割 現行年間1,000円の引き上げ など）
課税標準の捕捉の強化、徴収成績の向上、滞納整理の強化 など
- ・使用料手数料 他団体より料率が低いものは引き上げ、特に、施設使用料は、経費を考慮し適正水準確保 など

歳出

- ・人件費 給与水準、諸手当の是正・適正化（国・類似団体対比）、定期昇給延伸、定数削減 など
- ・補助金等 総務大臣の同意、支出効果の面から再検討
- ・普通建設事業 充当可能な一般財源（経常経費に優先的に充当した後の額）を考慮し、特に重要なもののみを実施

(2) 過去に財政再建団体になった地方団体

昭和 32 年度以降に財政再建団体となった地方団体は、全部で 288 団体ありますが、そのうち都道府県は、青森県と和歌山県の 2 団体です。

また、直近の例では、福岡県赤池町の事例があります。

青森県（昭和 32～36 年度までの 5 年間）

(原因)

産業基盤が脆弱で自主財源が少ない上に、国の財源措置が不十分であったこと、他団体に比べ職員数が多く人件費の膨張を招いたこと、また、税の徴収率が極端に悪い（昭和 29 年度 79%）ことなどによる。

財政再建計画の概要

歳入の増

・増税

昭和 31 年度から 36 年度まで、県民税（個人、法人分）の均等割を 50%増、所得割・法人税割の 5%増など

歳出の抑制

・人件費の抑制

昇給・昇格などの所要経費の削減、職員定数の凍結 など

・その他の経費の削減

和歌山県（昭和 35～37 年度までの 3 年間）

(原因)

昭和 28 年度の大水害による復旧・改良工事により、人件費、災害復旧事業費及び公債費の増加を招いたことによる。

財政再建計画の概要

歳入の増

・税の増収

課税客体の捕捉の強化、徴収率の引き上げ

・使用料・手数料の引き上げ

・収益事業の経営合理化による増収

歳出の抑制

・人件費の抑制

職員数の削減、定期昇給の停止など

・物件費、補助交付金、寄付金、負担金等の抑制

・投資的経費の抑制

福岡県赤池町（平成 3～12 年度までの 10 年間）

(原因)

昭和 40 年代以降のエネルギー政策の転換に伴う石炭産業の崩壊による人口流出などに対応するため、炭坑に代わる産業として企業誘致を行うため、土地開発公社が先行取得した約 30ha の土地の価格下落（H2 末債務残高 22 億円）などによる。

財政再建計画の概要

歳入の増

・使用料・手数料の引き上げ

公営住宅家賃、水道料金、町営施設使用料などの引き上げ（軒並み 20%程度UP）

歳出の抑制

・人件費の抑制

職員数の削減、定期昇給の 12 ヶ月延伸など（ラスパイレス指数は、 98.2 87.4）

・補助金の抑制

各種団体への助成金の大幅削減

・普通建設事業の抑制

国庫補助事業のみ実施し、単独事業は原則凍結

・町長の公用車廃止、公園・道路の維持管理は職員と町民を協働で実施

(3) 道が財政再建団体となった場合の影響等

道が赤字再建団体となった場合、道債の発行が抑制され、公共事業などの建設工事（災害復旧等除く）が大幅に削減されるほか、医療・福祉などの分野で道が独自に行ったり、国の基準を超えて行っている施策は、ほとんど実施できなくなるなど、本道経済や道民生活に急激かつ甚大な影響が出ることは避けられません。

ア 構造的な歳入・歳入ギャップ

道財政の構造をみると、歳出面では、平成4年度以降、国の景気・経済対策に呼応して、積極的な景気対策を実施してきたことなどもあり、普通建設事業費（公共事業や投資単独事業）は、全国一の規模を誇っており、その財源となる地方債（道債）の割合も全国一であるため、道債残高の累増による道債償還費（公債費）の増加が大きな財政負担となっています。

一方、歳入面では、「過去に借りた道債の償還費の増加に対して、その財源として期待していた税収の落ち込み」に加え、国の地方財政制度改革による交付税等の減少により、一般財源が年々減少しており、構造的な歳入・歳出のギャップが生じています。

このため、道がいったん赤字再建団体に陥った場合には、災害等による臨時的要因により再建団体となった他の地方団体と異なり、経常的な収支不足を根底から解消するため、歳入・歳出全般にわたる行財政構造そのものの抜本的な見直しが必要となります。

イ 行財政構造の抜本改革

本道は広大な面積と多くの市町村（212市町村）を抱えていることから、14の支庁や教育局、5つの警察方面本部制を採っているほか、過去に100を超える市町村立高校の移管を受けたこともあり、240校もの道立高校を有しています。

少子・高齢化の進展により、道内人口が減少傾向の中で、道においては、他府県ではほとんど例のない支庁制度等を採用していることから、人件費、施設の改築費、維持管理費などの管理経費が多くかかる高コスト体質の財政構造となっています。

こうした中で、再建法による再建計画は、自主再建に比べて短期間に、大胆なリストラと道債発行の抑制による道債償還費の縮減が求められるため、道債を活用して実施している公共事業など投資的事業の大幅削減をはじめ、現行の支庁制度改革に関する方針や職員数適正化計画を超える組織・機構の抜本的な見直し、人員削減などが不可避と考えられます。

参考

【普通建設事業費の状況（14年度普通会計決算ベース）】（単位：百万円）

区 分	北海道	東京都	新潟県
事業費 A	869,832	720,119	397,336
うち地方債 B	525,729	406,590	196,091
B/A (%)	60.4	56.5	49.4

（注）内の数字は全国順位

【構造的な歳入・歳出ギャップの状況】

道 税 収 入	（ピーク時）5,885 億円	5,086 億円
道債償還費	（10年前）2,413 億円	4,230 億円（自然体）

赤字再建団体に転落した場合に廃止や大幅な縮小が想定される主な事業

(1) 道単独や国の基準を上回る補助金(主な事業) ~全体で588事業、約590億円

(単位:百万円)

事業名		事業概要	16年度予算額 (道債を含む一般財源)
単 独 医 療 費 助 成	重度心身障害者医療給付事業費補助金	重度心身障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対する助成 (実績 122千人)	8,212
	母子家庭等医療給付事業費補助金	母子家庭等の母及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対する助成 (実績 129千人)	1,082
	乳幼児医療給付事業費補助金	乳幼児の疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため市町村が実施する医療給付事業に対する助成 (実績 298千人)	2,548
	老人医療給付特別対策事業費	老人保健法の医療給付の対象になっていない65歳以上70歳未満で、一定要件に該当する者を対象にして市町村が実施する医療給付事業に対する助成 (実績 28千人)	1,112
特定疾患医療費(単独事業費)		原因が不明で治療方法が未確立な、いわゆる難病のうち特定の疾患(難治性肝炎、橋本病など7疾患)に対する医療費助成 (実績 58千人)	5,756
私立学校等管理運営対策費補助金(単独上乘せ分)		私立高校と幼稚園の管理運営に要する経常的経費の一部を助成 (実績 321法人、生徒(園児)数92,580人)	2,007
企業立地促進条例に基づく補助		工場その他を新設し、または増設する企業の設備投資や雇用増に対する助成 (実績 60件)	1,730
地域政策補助金		市町村や地域の団体等が行う地域づくりのための事業等に対する助成 (実績 延べ525市町村、515団体)	5,150
奨 励 的 補 助 金	創造的中小企業育成強化促進事業費	創造的中小企業育成条例に基づき、中小企業が行う研究開発事業等に対する助成 (実績 73件)	313
	一村一雇用おこし事業費補助金	市町村の基本構想又は地域づくり計画等に沿って、中小企業者等が行う新規開業・新事業展開などの雇用創出の取組みに対する助成 (実績 52件)	300
	みどりの雇用創出支援事業費	森林資源を活用した、林業事業体が行う経営多角化などの取組み(人材育成研修等)に対する助成 (実績 18件)	197

(2) 道単独の施設整備等

公共関連単独事業	道単独の道路の除雪や清掃、草刈り、河川の清掃や草刈りなどの公物管理に要する経費、交通安全施設の整備など (雇用誘発数 2千人 生産誘発額 332億円)	18,892
特別対策事業	道債を活用して行う道路や街路の整備などの事業 (雇用誘発数 8千人 生産誘発額 994億円)	43,526 歳出予算額 55,458
道立施設の整備	施設整備方針に沿った施設の計画的な改築など ・支庁(合同)庁舎 14 ・試験研究機関 28 ・道立高校 241校 ・道立特殊学校 57校 ・警察署庁舎 68署など (雇用誘発数 4千人 生産誘発額 483億円)	27,029 歳出予算額 28,522

(3) 公共事業(補助事業)

農業農村、道路、河川の整備など	道負担額に対して、道債を活用している現状から、災害関連事業や緊急的な事業などに重点化したうえで、事業箇所ごとに必要性、妥当性について国の審査が必要となる。 (雇用誘発数 51千人 生産誘発額 6,553億円)	147,275 歳出予算額 373,486 2定現計
-----------------	---	-------------------------------------

予算に係る雇用誘発数及び生産誘発額について、産業連関表を用い一定の条件で試算をしたもの

道財政の中長期収支見通し 計数は仮置き

平成 15 年 11 月に公表した道財政の収支見通しは、平成 15 年度予算(2 定現計)を基礎として、その時点で見込み得る歳入・歳出の増減要素を勘案して策定した結果、平成 16 年度の収支不足額を 1,530 億円、また、10 年後の平成 26 年度には 2,450 億円を見込みました。(参考資料 4 (50 ページ) 参照。)

しかし、平成 16 年度の国の地方財政対策の結果、地方一般財源が大幅に縮減されたことなどにより、平成 16 年度の収支不足額は更に 200 億円拡大し、1,730 億円に達することが見込まれます。

仮にこれをスタート台として機械的に試算すると、平成 26 年度の収支不足は 2,570 億円にまで拡大する状況にあります。(平成 16 年度地方財政対策の概要は、 参考資料 2 (48 ページ) 参照。)

なお、この試算は、現時点で見込み得る道財政の中長期見通しとして作成したものであり、毎年度の国の地方財政対策などにより変動するものです。

項 目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H15
歳出													
人件費	7,890	7,640	7,780	7,950	8,030	8,030	8,070	8,030	8,050	8,060	8,060	8,080	190
公共事業費	5,240	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040	200
投資単独事業費	1,210	1,030	1,060	1,050	1,060	1,100	1,020	1,140	1,120	1,050	1,010	1,020	190
義務的経費	3,890	4,150	4,220	4,280	4,330	4,390	4,470	4,540	4,620	4,700	4,780	4,870	980
施設等維持管理費	490	470	470	470	470	470	470	470	470	470	470	470	20
一般施策事業費	5,330	5,030	5,030	5,040	5,040	5,040	5,030	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	320
道債償還費	5,160	5,630	6,670	6,140	7,180	7,680	7,020	6,390	6,970	7,260	7,730	8,000	2,840
うち借換償除き	4,250	4,230	4,350	4,210	4,350	4,300	4,290	4,190	4,180	4,330	4,350	4,260	10
歳出合計	29,210	28,990	30,270	29,970	31,150	31,750	31,120	30,620	31,280	31,590	32,100	32,490	3,280
うち一般財源所要額 A	17,280	16,600	16,850	16,920	17,170	17,200	17,230	17,190	17,270	17,440	17,540	17,530	250
歳入													
道税	5,000	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	90
地方交付税	7,240	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	430
臨時財政対策債	1,520	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	420
その他の道債	2,420	2,660	2,650	2,630	2,640	2,660	2,630	2,700	2,680	2,650	2,630	2,640	220
公共事業等	1,720	2,100	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	360
特別対策事業等	550	410	410	410	410	410	410	410	410	410	410	410	140
施設建設	150	150	160	140	150	170	140	210	190	160	140	150	0
借換債	910	1,400	2,320	1,930	2,830	3,380	2,730	2,200	2,790	2,930	3,380	3,740	2,830
その他の収入	10,570	10,490	10,610	10,650	10,670	10,670	10,690	10,690	10,700	10,730	10,710	10,740	170
歳入合計	27,660	27,550	28,580	28,210	29,140	29,710	29,050	28,590	29,170	29,310	29,720	30,120	2,460
うち一般財源 B	15,730	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160	570
収支不足額 (B - A) C	1,720	1,530	1,690	1,760	2,010	2,040	2,070	2,030	2,110	2,280	2,380	2,370	

H16 地方財政対策による収支不足の拡大分 D		200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
H16.2 月時点での収支不足額 (C + D)	1,720	1,730	1,890	1,960	2,210	2,240	2,270	2,230	2,310	2,480	2,580	2,570	

(注)平成 15 年度の収支不足額 1,720 億円は、H15 歳出において 170 億円(給与独自カット 60 + 共済資金平準化 70 + 一般施策 20 + 投資単独 20)が反映されているため、B-A= 1,550 億円とは合致しない。

試算の前提

	H15.11 月時点	H16.8 月時点
歳出	<p>人件費 15 年度当初予算編成時点での職員数をもとに、過去の平均昇給率(定期昇給)を加味して推計。現在の独自縮減措置(給料、管理職手当)は、H17 まで継続、H18以降は復元して推計。</p> <p>公共事業 国の概算要求基準等により、H16は、対前年度比3%減。その後は、H16と同額。</p> <p>義務的経費 措置費・扶助費、介護・医療関係経費については、過去の平均伸び率や対象人口の将来推計等をもとに推計。</p> <p>道債償還費 H15以降の発行分の借入利率を1.5%として推計。</p> <p>その他は、H15と同額</p>	<p>平成16年度を当初予算に道州制北海道モデル事業分を加えて置換え</p>
歳入	<p>道税 H16は、対前年度比 30億とし、その後は伸び率0%。</p> <p>地方交付税、臨時財政対策債 H16は、対前年度比 50億とし、その後は伸び率0%。</p> <p>その他の道債 事業費連動</p> <p>その他は、H15と同額</p>	

財政立て直しの基本的な考え方

1 プランの計画期間及び目標等

計画期間 = 平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 力年間

国・地方を通じた極めて厳しい財政状況の下で、道民の皆様の多様なニーズに適切に対応できる持続可能な財政構造を構築するためには、国の三位一体改革や道州制の動向も踏まえた「地方分権の推進」、「民間活力の導入」、そして、徹底した経費の削減や組織のスリム化など「働く道庁」の実現に向けた大胆な道庁改革を行うことが、その前提となります。

そのためには、中長期的な視点に立って、10年後の収支均衡を目指し、極力「道債（借金）に依存しない財政構造」を構築する必要があります。

道債を財源とする公共事業や投資単独事業の縮減による新たな道債発行の抑制

中長期的には一定の行政改革努力を前提として認められる財政健全化債からの脱却などにより、道債残高の累増を抑制し、将来の道債償還費の圧縮に努めることが基本となります。

(1) 第一段階 ~ **集中対策期間 = 平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 力年間**

まず、赤字再建団体転落を回避するため、平成 17 年度から 19 年度までの 3 力年を「集中対策期間」と位置づけ、平成 15 年度予算に比して少なくとも 1,700 億円の歳出削減・歳入確保を実行します。

併せて、平成 15 年 9 月に策定した「新たな行財政システム改革の実施方針（～）」に掲げた取組みの着実な推進により、簡素・効率的な行財政運営に努め、平成 20 年度以降の更なる収支不足の解消に資することとします。

性質別歳出削減等の目標額（一般財源ベース）

（単位：億円）

区 分	2 定現計 A	平成 19 年度までの		当初 予算の 実施分	～ での実施予定分			
		削減目標額 B	削減率 B / A					
歳 出	人 件 費	6,120	610	10%	100	170	170	170
	公 共 事 業 費	1,150	220	19%	40	20	30	130
	投資単独事業費	420	170	40%	80	20	20	50
	義務的経費	6,890	130	2%	10	30	30	60
	施設等維持管理費	450	70	16%	20	20	10	20
	一般施策事業費	1,520	380	25%	130	100	100	50
	歳出削減合計	16,550	1,580	10%	380	360	360	480
歳 入 確 保		120		10	50	40	20	
歳入歳出合計		1,700		390	410	400	500	

(2) 第二段階 ~ **構造改革期間 = 平成 20 年度から 26 年度までの 7 力年間**

国の「三位一体改革」などの推進により、歳入・歳出両面で地方団体の自由度が高まる反面、これまで国庫補助金や交付税など、国からの移譲財源に多くを依存してきた道の財政運営も「自己決定・自己責任」の原則に立ち返り、真に住民に必要な住民サービスを道自らの判断により選択し、実行する時代を迎えました。

一方、道の歳入の1/4を占める交付税（臨財債を含む）については、国において「改革と展望」期間中（平成18年度まで）に、地方財政計画の歳出の徹底的な見直しによる交付税総額の抑制という方針が示されています。

このため、集中対策期間終了後の平成20年度以降を「構造改革期間」と位置づけ、国庫補助金や交付税等の縮減に耐え得る持続可能な財政構造への転換を目指すこととし、以下のような更なる行財政構造の抜本的改革に向けた取組みを進めるとともに、集中対策期間においても、できるものから取り組んでいきます。

支庁制度の見直し

支庁が広域的自治体としての道の役割を地域で果たすとともに、基礎的自治体としての市町村行政の拡充のための広域的な取組みを支援するため、総合的かつ効果的に施策を展開しうる行政機関となるよう、今後、道州制及び市町村合併の動向などを踏まえて、取組みを進めていきます。

組織機構等の見直し

様々な行政課題に的確に対応するため、新たな行政課題も考慮しながら、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立った徹底した事務事業の見直しや民間委託の推進などにより、本庁・出先機関を通じて組織機構を大胆に見直し、簡素で効率的な執行体制を整備します。

また、質の高い教育と効率的な学校運営に資するため、道立高校の配置のあり方を検討します。

地方独立行政法人制度の導入

法整備の状況を踏まえ、自律的な運営管理による効率的・効果的な事業の実施が図られる分野を対象として、札幌医科大学をはじめとして地方独立行政法人制度の導入を検討します。

地方公務員制度の改革

国において、国民本位の行政の実現を図ることを基本理念に、能力等級制度の導入や能力・職責・業績を反映した新給与制度の確立などを柱とした公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）に基づき、平成18年度の新制度移行を目指し、作業を進めている状況を踏まえ、道としても、国や他府県の動向等を踏まえ、新たな任用、給与制度等の導入を検討します。

予算編成システムの見直し

限られた財源や人的資源を最大限有効に活用して、質の高い政策を実現していくため、政策評価と連動した組織機構の見直しと予算編成を進め、政策評価・組織・予算が一連の流れの中で連動するシステムを構築します。

関与団体の見直し

現行計画（平成15～17年度）に基づき、見直しを進めているところですが、計画期間終了後においても、さらに抜本的な見直しを行います。

2 対策後の収支見通し 計数は仮置き

「集中対策期間」(~)における性質別歳出削減等の目標である 1,700 億円の収支不足の解消と、「構造改革期間(以降)」における更なる行財政構造の抜本的改革が着実に実行できれば、下記の財政健全化効果が期待できることから、平成 26 年度には、道財政の収支均衡が図られる見通しにあります。

- (1) 公共事業等の縮減に伴う新たな道債発行額の抑制により、平成 20 年度以降の道債償還費が減少すること
- (2) 「職員数適正化計画」に基づく知事部局職員の削減や標準法に基づく教職員の適正配置により人件費が減少すること
- (3) 老人医療費や介護保険費用の適正化により社会福祉関係経費の抑制が図られること
- (4) 更なる行財政システム改革の効果や将来的な税収の伸びに一定の期待ができること

【集中対策後の収支見通し】

(単位: 億円)

		← 集中対策期間 →				← 構造改革期間 →						
区 分		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
現行制度による分	収 支 不 足 額	1,530	1,690	1,760	2,010	2,040	2,070	2,030	2,110	2,280	2,380	2,370
	「 展 望 」 収 支 対 策 A	840	140	60								
	「 プ ラ ン 」 集 中 対 策 B	290	800	1,200	1,700	1,680	1,640	1,580	1,570	1,630	1,650	1,650
	「 プ ラ ン 」 集 中 対 策 C					170	250	360	500	630	750	870
	道債発行の抑制による償還費の減					20	30	60	100	140	170	200
	職員数の削減					70	140	200	270	340	410	470
	医療・介護費用の適正化					80	80	100	130	150	170	200
	集中対策後の収支不足額 (+A + B + C)	400	750	500	310	190	180	90	40	20	20	150
地方財政制度改革による分	地方財政制度改革による収支不足の拡大分 D	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	(参考)実質的な収支不足額 (+ D)	1,730	1,890	1,960	2,210	2,240	2,270	2,230	2,310	2,480	2,580	2,570
	財政健全化償還額 E		10	20	30	70	110	150	180	210	230	250
	+D + E	600	960	720	540	460	490	440	420	430	410	300
	中長期的な健全化効果 F					50	110	170	220	280	340	390
差引収支不足額 (+ F)	600	960	720	540	410	380	270	200	150	70	90	
収支対策	財政健全化債の活用 G	600	580	560	460	370	340	230	160	110	30	0
	基金の活用 H		380	160	80	40	40	40	40	40	40	0

(注) 1 基金については、(1) 平成 15 年度末基金残高は、約 500 億円、土地開発基金 80 億円程度と見込む

(2) 毎年度の積立てを 40 億円見込む(地方財政法に基づく決算剰余金の 1/2 積立分)

2 中長期的な健全化効果は、国の名目経済成長の見通しが、平成 18 年度以降 2% 以上であること 平成 20 年度以降、行財政システム改革の効果が現れてくることなどを勘案し、平成 20 年度以降の国の税収伸び率の約 1/2 の 1% 程度の道税収入の伸びに相当する額を効果として見込む。

なお、国の地方財政制度改革に伴う平成 17 年度以降の道財政に与える影響を現時点で具体的に把握することは困難ですが、仮に、国の「改革と展望」期間である平成 18 年度までの間、本年度と同程度（200 億円）の収支不足の拡大が毎年続くと仮定した場合、平成 26 年度の収支不足額は財政健全化債償還額を含めると、3,000 億円を超えることが懸念されます。

この場合、集中対策期間中にも赤字再建団体への転落という事態も十分想定されることから、集中対策期間中における 1,700 億円の収支不足の解消の前倒しはもとより、平成 20 年度以降の行財政構造改革に向けた取組みを前倒しするなど加速的に進めていく必要があります。（収支見通しは、参考資料 3（49 ページ）参照。）

参考

【集中対策後の中長期収支見通し】

（単位：億円）

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳出											
人件費	7,640	7,570	7,530	7,400	7,310	7,270	7,150	7,090	7,010	6,920	6,870
公共事業費	5,040	4,740	4,540	4,240	4,240	4,240	4,240	4,240	4,240	4,240	4,240
投資単独事業費	1,030	970	910	760	800	880	1,020	1,020	900	870	880
義務的経費	4,150	4,170	4,190	4,170	4,150	4,230	4,280	4,330	4,390	4,450	4,510
施設等維持管理費	470	430	420	400	400	400	400	400	400	400	400
一般施策事業費	5,030	4,800	4,580	4,450	4,450	4,440	4,420	4,420	4,420	4,420	4,420
道債償還費	4,790	6,530	6,080	7,180	7,660	6,990	6,330	6,870	7,120	7,560	7,800
うち借換債除き	3,390	4,210	4,150	4,350	4,280	4,260	4,130	4,080	4,190	4,180	4,060
歳出合計	28,150	29,210	28,250	28,600	29,010	28,450	27,840	28,370	28,480	28,860	29,120
うち一般財源所要額 A	15,760	15,970	15,760	15,590	15,470	15,460	15,370	15,320	15,300	15,260	15,130
歳入											
道税	5,090	5,140	5,170	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190
地方交付税	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810	6,810
臨時財政対策債	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
その他道債	2,660	2,460	2,320	2,130	2,140	2,180	2,260	2,250	2,210	2,190	2,200
公共事業等	2,100	1,920	1,840	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720
特別対策事業等	410	390	370	350	350	350	350	350	350	350	350
施設建設	150	150	110	60	70	110	190	180	140	120	130
借換債	1,400	2,320	1,930	2,830	3,380	2,730	2,200	2,790	2,930	3,380	3,740
その他収入	10,490	10,630	10,420	10,230	10,200	10,260	10,190	10,190	10,220	10,210	10,230
歳入合計	27,550	28,460	27,750	28,290	28,820	28,270	27,750	28,330	28,460	28,880	29,270
うち一般財源 B	15,160	15,220	15,260	15,280	15,280	15,280	15,280	15,280	15,280	15,280	15,280
現行制度収支不足額 (B - A) C	600	750	500	310	190	180	90	40	20	20	150
地方財政制度改革による 収支不足拡大分 D		200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
財政健全化債償還額 E		10	20	30	70	110	150	180	210	230	250
中長期的な健全化効果 F					50	110	170	220	280	340	390
差引収支不足額 (D + E + F)	600	960	720	540	410	380	270	200	150	70	90
財政健全化債の活用	600	580	560	460	370	340	230	160	110	30	0
基金の活用		380	160	80	40	40	40	40	40	40	0

3 歳入・歳出全般にわたる構造改革の推進

道財政の立て直しは、収支不足の解消が直接の目的ですが、これは同時に、道庁自身の存在意義や守備範囲の見直しという道庁改革そのものであり、地域主権の推進、官から民へ、働く道庁という3つの理念に基づき、次の5つの具体的な視点に沿って、これまでの道庁の仕事のやり方等を抜本的に見直します。

(1)「自己決定・自己責任の原則」による本格的な地方分権時代に応じた、国・道・市町村との役割分担の見直し

北海道は、広い大地の中に、歴史や気候風土、産業などが異なる多様な地域があり、それぞれの個性的な地域の総体として「北海道」が成り立っています。

本格的な地方分権時代を迎え、それぞれの地域が多様性を発揮し、個性を磨きながら発展していくためには、これまでのように過度な国への依存体質から脱却し、国の三位一体改革、道州制等の動向を踏まえ、自己決定・自己責任の原則に基づき、地域にできることは地域が主体となって実行することが重要です。

このため、道としては、それぞれの市町村の自律的・主体的な取り組みや地域間連携など、地域主権の推進につながる環境整備に努めるとともに、市町村との協働による施策展開を積極的に進めていきます。

【施策見直しの方向】

- 「地域連携会議」や「地域活性化戦略会議」の開催など、地域との協働の取り組みの推進
- 公共事業など国の補助制度を活用した施設整備に対する上乘せ補助など、政策意義の薄い道単独の上置補助金の段階的廃止
- 市町村等が地域の実情に即した主体的な施策展開を行うことができるよう、奨励的補助金などの「統合補助金化」
- 道路整備や下水道整備など、市町村に代わって道が行う代行事業の休止や採択工事の限定など

(2)「民間でできることは民間に」との視点に立った民間活力の導入と道政の守備範囲の見直し

本道の経済・雇用情勢は依然として深刻な状況が続いており、産業の活性化や雇用創出への積極的な対応が求められています。

このため、「官から民へ」の考え方に立って、行政サービスの民間委託やNPOなどとの協働を促進するとともに、道政のあらゆる分野において、「民間に委ねるものは民間に委ねる」こととし、雇用の創出や民間需要の誘発効果の高い施策展開を図ります。

【施策見直しの内容】

- 内部管理事務のプロセスを抜本的に見直し再構築を進めるBPR（業務の抜本的見直し）の戦略的な取り組みや、事務の外部化による民間需要の拡大
- 道立施設の民間移管
- 「公の施設」の管理運営を、これまで受託してきた既存の公的団体がそのコストやサービスを新たに参入が認められた民間企業と競い合う、指定管理者制度の導入
- 道立施設整備に当たってのPFIの導入検討 など

(3) 簡素で効率的な「働く道庁」を実現するための徹底した経費の節減と組織のスリム化

職員一人一人がコスト意識を持って、徹底した行財政運営の見直しを行い、庁舎維持管理費や事務的経費の節減を図るとともに、組織をスリム化し、「簡素で効率的な道庁」を実現します。

また、道民のために働く道庁づくりを目指した「道庁改革」を不断に進めていきます。

【施策見直しの内容】

行財政システム改革の推進

「職員数適正化計画」の着実な推進

組織機構のスリム化

地方独立行政法人制度の導入検討

関与団体の統廃合や関連団体の執行体制の見直しなどによる道の財政援助の削減

民間の動向も勘案した施設整備の積算の基礎となる営繕単価の見直し

庁舎管理水準の引き下げや管理方法の見直しによる維持管理経費の削減

「道有施設の設備投資・運営経費の最小化」及び「施設効用の最大化」を総合的に推進する新たな経営管理手法（ファシリティマネジメント）の導入検討

「道民サービス向上プラン」の作成

職員の意識改革を進めるための、全職員を対象とした研修の実施 など

(4) 公平・平等の原則に基づく、「費用と負担」のあり方の抜本的な見直し（受益と負担の対応関係の明確化）

道税は、地方自治の基本となる自主財源の根幹ですが、多額の滞納が生じているため、差し押さえなど滞納整理を強化することにより、公平・平等な税負担原則の徹底を図ります。

また、道立施設を利用した対価等である使用料・手数料については、徴収している料金と当該サービスに要する費用との間に大きな乖離があるため、サービスの提供に要する費用負担について、「受益者負担とするか、税負担とするか」についての見直しを行い、受益に応じた適正な負担となるよう料金の改定を行います。

【施策見直しの内容】

税負担の公平化を図るための滞納となっている道税の徴収強化（個人道民税・自動車税など）

市町村との協働による個人道民税の滞納整理

社会情勢の変化や行政サービスの提供コストに見合うフルコスト方式による使用料及び手数料の抜本的見直し

団体などに対する道の便宜供与の抜本的見直し など

(5) 新生北海道の実現のため、「選択と集中」による施策の重点化と財源の重点配分

道の施策全般にわたって、効果的・効率的な事業の執行に努めるとともに、道の組織が一丸となって、知恵と工夫を最大限発揮し、「選択と集中」の視点に立って、施策の重点的な展開を図るとともに、毎年度の政策評価によって捻出した財源を重点的、効果的に活用していきます。

【施策見直しの内容】

新生北海道の実現のための経済の再建に向けた雇用対策や産業振興施策を中心に財源を重点的に配分

より効果の高い施策の選択をするための事前評価の本格的な導入検討 など

対策の内容（集中対策期間 ～ ）

1 人件費

平成 15 年 2 月に策定した「職員数適正化計画」を着実に推進し、徹底した組織機構のスリム化を図るとともに、給与等の見直しにより、平成 19 年度までに人件費の 10% を削減します。

< 課 題 >

職員の人件費については、人事委員会勧告に基づく給与の引き下げのほか、独自の縮減措置や職員数適正化計画（ ～ ）による職員数の削減により抑制に努めてきましたが、行政区域が広大で支庁制度をとっていることなどのため、一般財源総体の 37% と大きなウエイトを占めています。

このため、事務事業の抜本的な見直しによる更に徹底した組織・機構のスリム化や給与等の見直しなどが課題となっています。

< これまでの取組み >

職員数の削減（「職員数適正化計画」（平成 9 年 11 月策定）に基づく取組み）

- 平成 10～14 年度..... 5 年間で知事部局の職員数 1,032 人を削減（5% 削減）

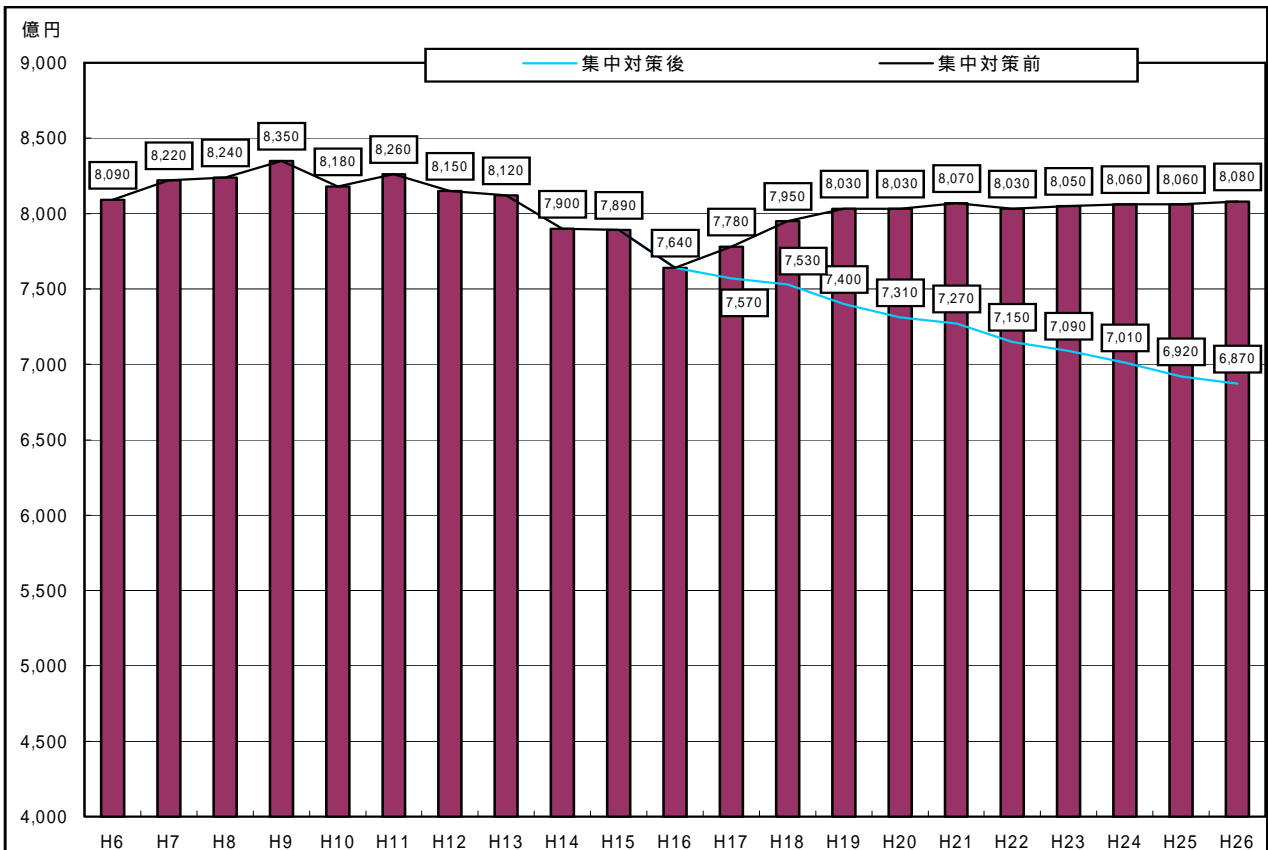
給与の独自縮減措置

- 平成 11 年度 管理職手当の縮減（5%）、期末・勤勉手当の縮減（12 月：5%）
- 平成 12～14 年度..... 管理職手当の縮減（5%）、期末・勤勉手当の縮減（課長相当職以上 10%、その他 7.5%）
- 平成 15～17 年度..... 管理職手当の縮減（5%）、給料の縮減（1.7%）
（ラスパイレス指数 102.3 100.4%）

事務事業の民間委託

- 医療機関における診療報酬請求業務
- 試験研究機関における検査、分析業務
- 道路除雪、維持業務
- 清掃、警備、ボイラーなどの庁舎管理業務

【人件費の推移と将来推計】



H6～H16 は当初予算額（H7、H11、H15 は 2 定現計予算額）H17 以降は推計値。

(1) 歳出削減の目標額

(単位 : 億円)

区分	予算額	予算額	削減目標額	左の内訳		
歳出予算	7,890	7,640	630	210	210	210
一般財源	6,120	6,020	510	170	170	170

(2) 対策の内容

給与の見直し

人事委員会勧告の尊重を基本としながら、国の地域関連手当の再構築などの検討や市町村、民間企業の動向等を踏まえ、給与等の適正化を進めます。

新たな「職員数適正化計画」に基づく知事部局職員数の削減

事務・事業の減量化・効率化の推進、電子申請や電子入札などITの効果的活用、業務の企画立案から実施運営を含めた包括的な民間委託、出先機関の統合など、「職員数適正化計画」に基づく取組みを進め、平成15～24年度の10年間で、知事部局の職員数の15%を削減することを目標として、集中対策期間中にその取組みを加速的に進めるほか、適切な人事管理に努めます。

また、教育庁の事務職員についても、知事部局に準じて職員数の適正化を進めます。

支庁制度の見直し

「支庁制度改革に関する方針」(平成14年11月策定)に基づき、市町村合併や道州制の動向などを含めた地方制度に関する検討状況を踏まえながら、支庁制度の改革を進めることとし、平成16年度中に取組みの具体化を検討します。

組織機構の見直し

業務量に見合った簡素で効率的な執行体制を確立するため、出先機関の統廃合や民間移管など、徹底した見直しを進めます。

教職員の適正配置

標準法に基づく教職員の適正配置と、高校教育を取り巻く環境の変化や生徒の進路動向を踏まえた道立学校の適正配置を進めるとともに、道単独配置教職員数の削減を行うほか、適切な人事管理に努めます。

義務教育教職員に係る給与費負担等の政令市移管

現在国において検討がなされている「事務・事業の在り方に関する意見」の結果を踏まえ、小学校・中学校・特殊学校の教職員に係る給与費負担等を札幌市に移管します。

人件費財源の確保

ア 公共事業については、事務費に占める人件費率の引き上げ(60%→75%)を国に要望します。

イ 道が受託する事業については、公共事業や国庫補助事業並みに人件費への充当ができるよう、国などの委託者に要請します。

事務事業の民間委託（アウトソーシング）の推進

「事務事業の民間委託等に関する方針」（平成 10 年 3 月策定）及び「事務事業等の民間委託等に関する推進方策」（平成 15 年 9 月策定）に基づき、引き続き、民間需要の誘発効果も勘案しながら、法令等で規制のある事業以外の分野について、民間委託等を計画的に推進することにより、平成 15 年度から 3 年間で 100 人、5 年間で 300 人相当の委託化を目標として取組み、道行政の減量化、効率化を進めます。

B P R（業務の抜本的見直し）の実施

道の事務の N P O や民間に対するアウトソーシング（外部化）の観点も踏まえ、電子道庁の取組みとの整合性を図りながら、給与や人事管理、物品管理や特定科目の支出などの内部管理事務のあり方や組織のあり方を抜本的・戦略的に見直し、平成 18 年度を目途に「総務業務センター（仮称）」を設置するなど、簡素で効率的な執行体制を確立します。

地方独立行政法人制度の導入

「地方独立行政法人制度に関する指針」（平成 16 年 2 月策定）を踏まえて、制度の活用により、効率的・効果的な事業の実施が図られる分野について、導入を検討します。

道においては、給与の適正化や組織機構の見直しをはじめとした人件費の削減のほか、簡素で効率的な行財政システムを構築するため「新たな行財政システム改革の実施方針」に沿って50項目の推進事項について取組みを進めています。

このうち、財政立て直しに関連する事項については、次のとおりです。(P11 関連分)

推進事項

改革の基本方向	推進方向	推進事項
公開と参加を基本とする公正な道政の確立と行政サービス機能の充実	道民サービス機能の充実	No12 行政手続きのオンライン化の推進 No13 事務改善ガイドラインに基づく取組の推進
市町村等との連携協力の推進と分権型社会への対応	市町村との連携協力の推進	No14 新たな権限移譲の推進 No15 市町村経由事務等の見直し・効率化
	分権社会への対応	No20 支庁制度改革に関する方針に基づく取組の推進 No21 地域活性化戦略会議の設置・運営 No24 税財源の充実・確保に向けた取組の推進
総合的で効果的な行財政システムの形成	業務の効率化・高度化及びあり方の見直し	No26 予算関連業務の簡素化 No27 BPR(業務の抜本的見直し)の実施 No28 環境管理システムの適切な運用
	財政健全化に向けた取組の推進	No30 職員数適正化計画に基づく職員数の削減 No31 民間委託等の計画的な推進 No32 PFIの導入推進 No33 公共工事コスト縮減の取組の推進 No34 道税の確保に向けた取組の推進 No35 未利用地の処分・活用
	政策形成・遂行機能の充実	No36 政策評価制度の充実 No38 政策評価と連動した効率的な予算・組織編成の仕組みづくりの推進 No39 庁内横断的行政の推進 No40 社会資本整備システムの検討 No41 政策開発システムの充実
	効果的な推進体制の整備	No45 組織機構の見直し No46 出先機関の見直し No47 給与の見直しの検討 No48 地方独立行政法人制度の導入検討 No50 関与団体見直し実施計画の着実な推進

2 公共事業費

国の構造改革に伴う公共事業費の削減も含めて平成 19 年度までに 19% を削減し、新たな道債発行の抑制を図ります。

なお、事業実施に当たっては、社会情勢、道民ニーズの変化を十分踏まえながら、より効果的・重点的な社会資本整備の推進に努めるとともに、公共事業等の削減に伴う雇用面等への影響を少しでも緩和するため建設業のソフトランディング対策を強化します。

< 課 題 >

公共事業は、本道の社会資本整備の主役であるとともに、地域経済や雇用を支える効果があるため、道は、平成 4 年度以降、国の景気・経済対策に呼応して、道債を活用した公共投資などを積極的に実施してきましたが、道内景気の下支えに一定の効果はあったものの、本格的な景気回復には至りませんでした。

道財政の現状を踏まえた場合、今後の社会資本整備に当たっては、中長期的な財政見通しを踏まえ、道が主体となる事業だけではなく、道が負担する事業を含め、財政負担の可能な範囲で、より効率的・効果的な公共事業の実施が求められています。

また、地方分権時代に対応した国と地方の役割分担を明確にするため、本来、国において負担すべき国直轄事業負担金の見直しが重要な課題となっています。

< これまでの取組み >

社会資本の重点的、効率的な整備

「北海道における社会資本の整備方針」(平成 13 年 3 月策定)に基づき、北海道の将来に必要な社会資本整備の重点的、効率的な整備を推進

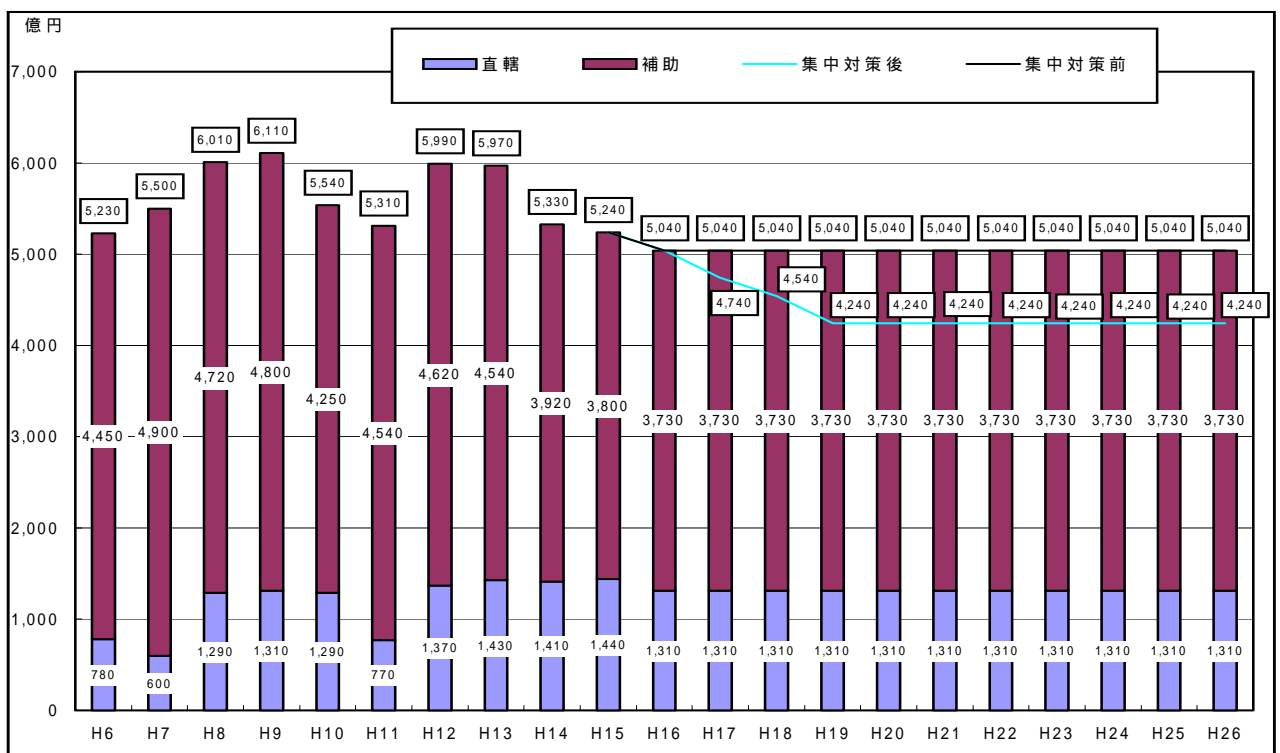
事前評価の導入

大規模な事業について、事業の企画・立案段階で、必要性や事業効果などを点検・評価
(平成 13～14 年度試行、平成 15 年度から本格導入)

PFI の導入

道立八雲広域公園のビジターセンターに導入(平成 15 年度)

【公共事業費の推移】



H6～H16は、当初予算額(H7、H11、H15、H16は、2定現計予算額)

(1) 歳出削減の目標額

(単位：億円)

区分	予算額	予算額	削減目標額	左の内訳		
歳出予算	5,240	5,040	800	300	200	300
一般財源	1,150	1,110	180	20	30	130

(2) 対策の内容

国の公共投資に係る削減方針(18年度まで毎年3%程度削減)を踏まえ、整備の重点化や道費負担の少ない事業・工種へのシフトなどを行います。

社会資本整備の重点化、コストの縮減

ア 今後の社会資本の整備に当たっては、新たに策定する「北海道社会資本整備基本計画」(16年度策定予定)に基づき、事業の優先度を考慮するとともに、国・道・市町村等の関係者で構成する「地域連携会議」などでの議論を踏まえ、一層の重点化、効率的な整備を図ります。

イ コスト縮減については、限られた財源の中で効率的な社会資本の整備を図るため、「コスト縮減対策に関する新行動計画」(平成13年2月策定)に基づき、取組みを進めるとともに、国の動向を踏まえ、公共事業コスト構造改革プログラム(仮称)を策定の上、公共事業のコスト縮減に取り組みます。

補助事業から直轄事業へのシフトによる事業量の確保

主要産業である農・林・水産業や観光事業などの経済活動を支えていくとともに、地域間の交流・連携、自律的発展に不可欠な高規格幹線道路について、重点的に整備を図ります。

PFIの活用

「道におけるPFI導入のための指針」(平成13年3月策定)を踏まえ、引き続きその活用を検討していきます。

過疎代行事業の新規採択休止

本格的な地方分権時代に対応して、道と市町村との役割分担の明確化を図る観点から、集中対策期間中は、市町村事業の代行として道が実施している道路、下水道事業については、新規採択を休止します(農道：～、林道：～、市町村道、下水道：～)。

また、継続事業の実施に当たっても、その整備水準や市町村の事業執行体制などを検討した上で、実施事業を厳選します。

3 投資単独事業費

道債を活用して実施する特別対策事業については、より効率的・効果的な整備を行うことにより事業費を縮減し、新たな道債の発行を抑制します。

公共関連単独事業については、道路や河川などの維持管理水準の見直しや住民との協働の取組みなどにより、事業費の縮減を図ります。

施設建設については、平成14年10月に策定した「施設整備方針」に沿った取組みを着実に進めるとともに、集中対策期間中の平成17年度から19年度における工事着工・設計着手を原則、平成20年度以降に繰り延べします。

これにより、投資単独事業費全体で平成19年度までに40%の縮減を図ります。

< 課題 >

投資単独事業については、これまで、国の景気・経済対策の一環として、道としても積極的に取り組んできましたが、雇用の下支えなど一定の効果があったものの、道債残高の累増を招いてきた要因の一つともなっているため、今後は、財政負担が可能な範囲で、事業の選択と集中を図ることが課題となっています。

また、道立施設の維持管理について、道直営から民間への委託を進めるとともに、今後、住民との協働の取組みを図るなど、より効率的・効果的な維持管理を行う必要があります。

< これまでの取組み >

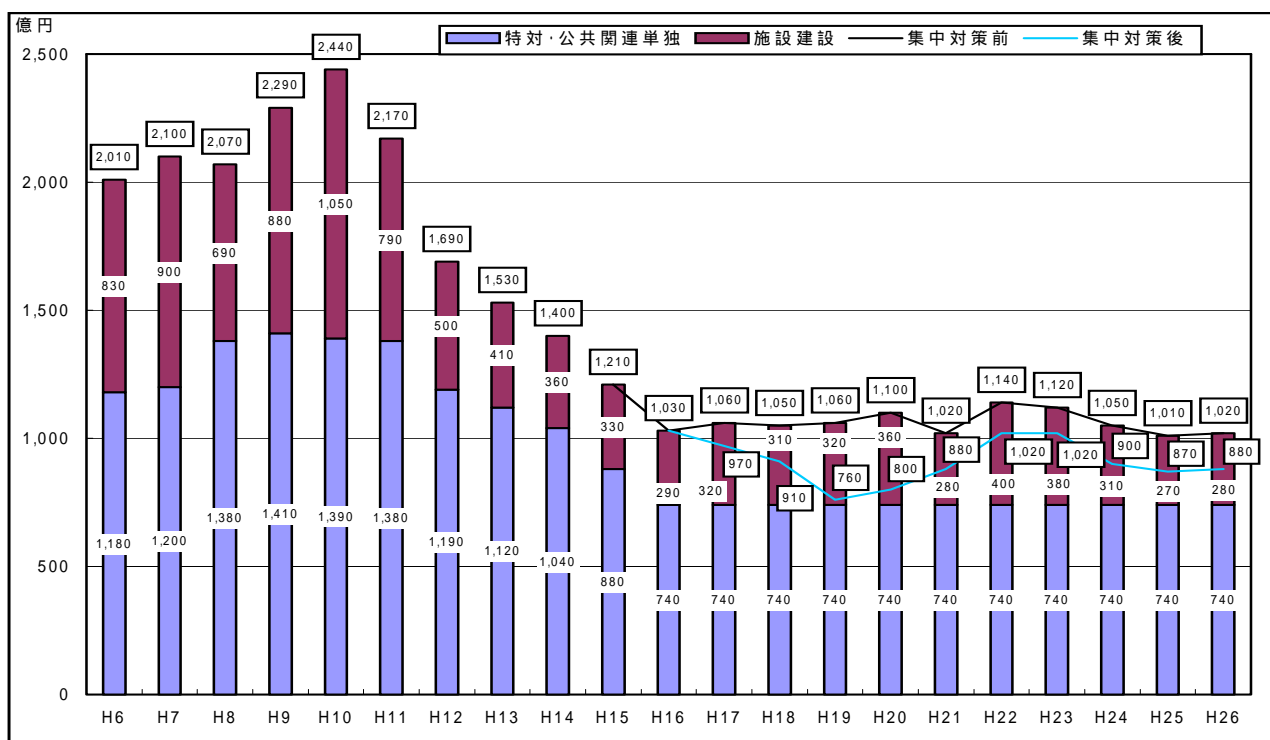
特別対策事業、公共関連単独事業の縮減

- ・ 平成10年度 1,390億円 平成15年度 880億円

施設建設事業の抑制

- ・ 一定規模（30億円程度）以上の施設の新規着工を凍結などによる事業等の平準化
- ・ 施設整備方針に沿って、既存の施設は法定耐用年数まで、原則改築しないこととした。（平成15年度から）

【投資単独事業費の推移】



H6～H16は、当初予算額（H7，H11，H15は、2定現計予算額）

(1) 歳出削減の目標額

(単位：億円)

区分	予算額	予算額	削減目標額	左の内訳		
歳出予算	1,210	1,030	270	60	60	150
一般財源	420	340	90	20	20	50

(2) 対策の内容

特別対策事業、公共関連単独事業については、国の地方財政計画における投資単独事業の伸び率などを勘案しながら縮減を図るとともに、営繕工事単価見直しなどによるコスト縮減と併せて、限られた財源による重点的・効率的な整備を進めます。

特別対策事業

- ア 冬期間の雇用の確保にも配慮しつつ、事業の一層の重点化・効率化やコストの縮減を図りながら、事業を厳選して実施します。
- イ 受益の範囲が特定される事業については、地元負担金の導入を検討します。

公共関連単独事業

- ア 道が実施する公共事業の採択にならない小規模施設の整備事業については、事業の重点化などを図ります。
- イ 土地改良、船揚場整備、治山・林道の小規模施設整備事業の補助金については、地域の主体的な事業選択が可能となるよう統合補助金化を図ります。
- ウ 道路、河川、公園などの公物管理に当たっては、アダプトシステムを活用するなど、地域住民との協働による管理を進めるとともに、災害の予防に留意しながら、管理水準の見直しや一層の効率化を図ります。

施設建設事業

今後の施設整備に当たっては、「施設整備方針」に沿って、必要性や優先度等を踏まえた投資の重点化を図るとともに、法定耐用年数を超える場合でも、可能な限り使用することにより、施設改築事業費の抑制を図ります。

- ア 営繕工事単価については、国の動向や他府県、民間水準との比較を踏まえ、20%程度の縮減を図ります。
- イ 平成17年度～19年度までの集中対策期間中の工事着工・設計着手は、原則、繰り延べを行います。

【庁舎等】 室蘭高等技術専門学院 など

【教育施設】 札幌北陵高校 など

【その他】 漁業取締船、職員公宅 など

道有施設のストックマネジメントの推進

道が管理している建築物(2万2千施設、延床面積は札幌ドーム100個分に当たる約935万㎡を有している)の適切な維持管理による長寿命化などに向け検討を進め、中長期的な視点に立った財政負担の軽減を図ります。

また、公共土木施設についても、維持管理計画の策定に向けた検討を進めるとともに、国に対して、修繕・補修費用に係る支援制度の拡充を要望していきます。

4 義務的経費

4-1 道債償還費

道債（借金）に依存した財政運営を続けていくと、将来にわたって道債残高及び償還費の増加を招くことから、持続可能な財政構造を構築するため、新たな道債の発行を縮減し、償還費の増加の抑制に努めます。

<課題>

平成4年度以降の公共事業や投資単独事業の拡大、平成12年度以降の財政健全化債や平成13年度以降の臨財債の発行などにより、道債残高の急激な増加（平成15年度は平成6年度の2倍の水準）に伴う、道債償還費の急増は、最大の歳出圧力となっており、その抑制を図ることが、今後の大きな課題となっています。

また、「展望」に基づき、平成14年度から平成16年度までの緊急対策として行った満括基金への一部積立保留終了後の平成17年度には、急激に増加する道債償還費に対応するため、新たに800億円の財政負担が生じる状況にあります。

<これまでの取組み>

道債償還費の平準化

- ・ 満括基金への積立（償還）期間を20年から30年に延長
- ・ 満括基金への積立の一部保留
- ・ 平成14年度から平成16年度までの3カ年に限り、緊急避難的な特例措置として実施（430億円 580億円 690億円）

共同発行の取組み

- ・ 円滑かつ低コストな資金調達を図るため、市場公募団体である他府県や政令市と共同した共同発行市場公募地方債の発行を実施

発行総額 8,470 億円うち道調達額 400 億円
発行総額 12,430 億円うち道調達額 600 億円

<今後の対策>

安定的な資金調達の推進

発行年限の多様化などにより、市場ニーズの高い道債の発行を進め、安定的かつ円滑な資金調達を推進します。

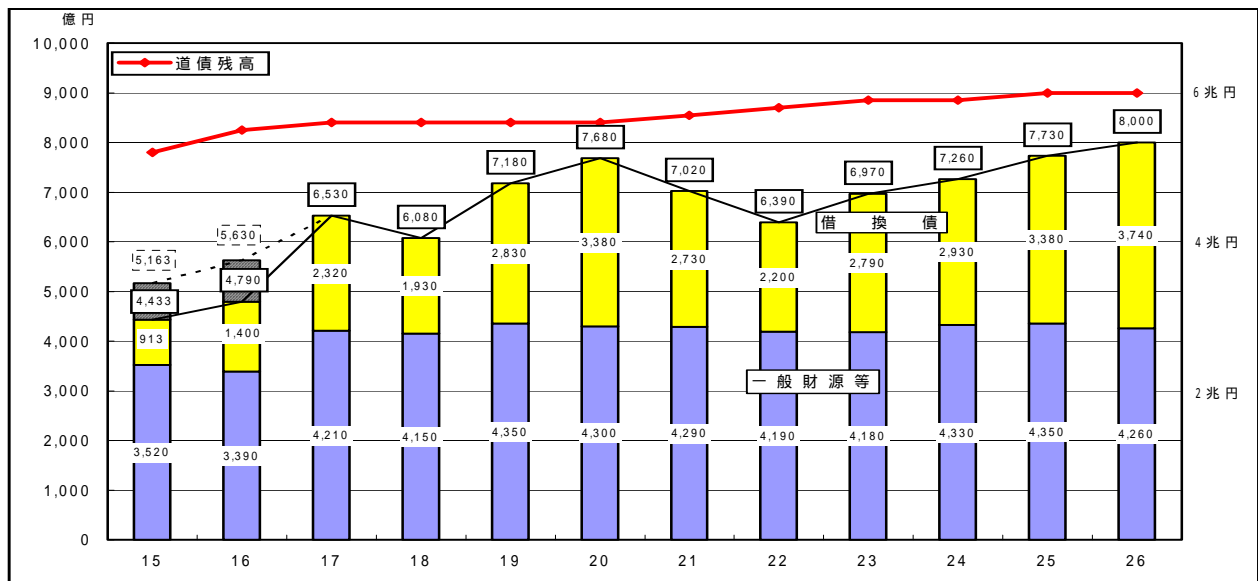
市場公募債と証書借入れの組み合わせによる発行コストの縮減

発行手数料の削減を図るため、市場公募債に加え、発行手数料のかからない証書借入れの組み合わせによる発行を進めます。

道債管理方式の検討

増大する道債残高及び借換債に対応するため、道民にわかりやすい道債管理のあり方を検討します。

【道債償還費の将来推計】



平成15年度は決算見込額、平成16年度は展望対策後。■は、満括基金の積立一部保留等（730億 840億）

4 - 2 その他の義務的経費

今後、高齢化の進展等に伴う老人医療費や介護保険給付費に対する道負担金等の大幅な増加が見込まれるため、その費用の適正化を図るとともに、国の医療保険制度改革に併せて、制度の安定的な運営を図る観点から、道単独の医療費助成制度等の見直しを行い、義務的経費の増加を抑制します。

<課題>

本格的な高齢社会の到来を背景に、高齢者人口の伸び率を大きく上回る状況にある老人医療費や介護保険給付費などの高齢者関係の義務的経費が、今後最大の財政負担の増要因となっており、その適正化が大きな課題となっています。

また、義務的経費は、いったん制度化すると見直しが困難となることから、財政負担が増加し、財政の硬直化を招く要因となるため、その抑制を図ることが課題となっています。

<これまでの取り組み>

道単独医療費助成制度の見直し

- ・ 市町村に対する補助率の段階的引き下げ（6/10 5/10）や所得制限の導入

企業立地促進条例の見直し

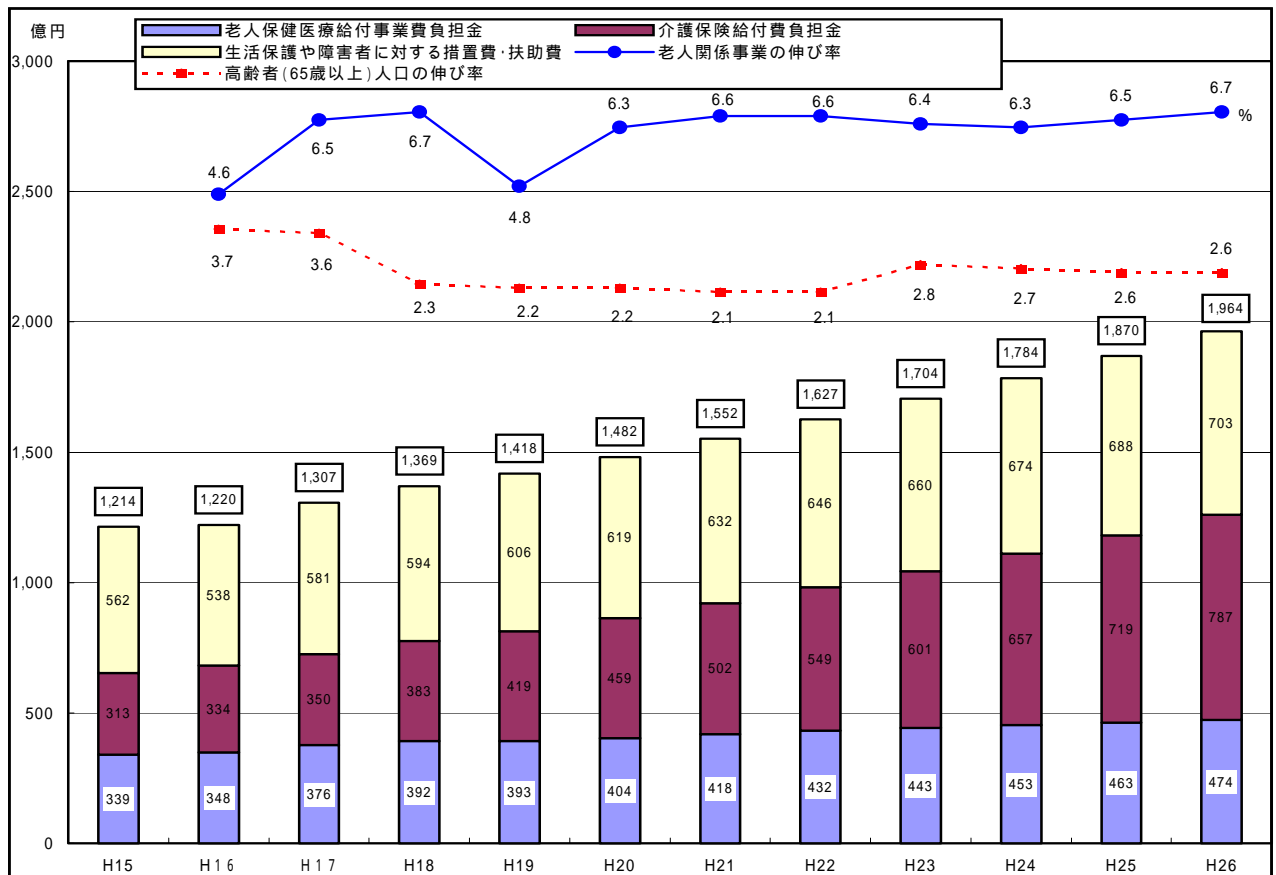
- ・ ISO 登録工場及び産業支援サービス業の一部に対する助成を廃止

共済住宅資金の償還平準化

道外事務所などに係る日額旅費支給の見直し

審議会等の附属機関の見直し（委員数の削減 15名の上限定）

【社会福祉関係の給付費、措置費等の将来推計】



H15 は 2 定現計予算額、H16 は当初予算額

(1) 歳出削減の目標額

(単位 : 億円)

区分	予算額	予算額	削減目標額	左の内訳		
歳出予算	8,320	8,940	150	40	40	70
一般財源	6,890	6,770	120	30	30	60

予算額と 予算額との差には、満括基金の積立一部留保及び道債償還費の償還平準化対策分
730 億円 840 億円の差額分 110 億円が含まれているため、実質的な の削減額は一般財源ベー
スで 10 億円となる。

(2) 対策の内容

老人医療費、介護保険給付費の適正化

老人医療費については、国が策定した「老人医療費の伸びを適正化するための指針（平成
15 年 9 月）」に基づき、現状把握・分析を行った上で対策を講じるとともに、レセプト点検
の強化などを行い、医療費の伸びの適正化を図ります。

また、介護保険給付費の適正化を図るため、在宅施策の充実と併せて入所から在宅へ誘導
するとともに、保険者である市町村を中心に、適正なサービス提供について、検証及び改善
指導に取り組みます。

道単独の医療費助成制度の見直し

道単独の医療給付事業については、制度の安定的継続を図る観点から、市町村に対する補
助率の見直しや所得制限の導入を行うなど、制度改革を行ってききましたが、国の医療制度改
革に伴い、受益と負担の適正化の観点から、低所得者等を除き定率患者負担（現行 580 円
定額 1 割）を導入するとともに、老人医療給付特別対策事業については、対象年齢を段階
的に引き上げ平成 19 年度で廃止します。

なお、その執行にあたっては、制度の見直しに伴う影響の把握に努め、必要な対策を検討
します。

一方、男女平等・共同参画の観点に立って母子家庭等医療給付事業の要件を満たす父子家
庭について、新たに助成対象とすることとし、また、少子化対策としての育児支援の観点か
ら、乳幼児医療給付事業費の対象年齢等を大幅に拡大します。

区 分	患者 1 割負担	そ の 他
重度心身障害者 医療給付事業		
母子家庭等医療 給付事業費		父子家庭への拡大
乳幼児医療 給付事業費	(3 歳以上)	対象年齢を「通院 3 歳未満、入院 6 歳未満」から「就 学前」に拡大
老人医療給付 特別対策事業費		段階的に対象年齢を引上げ 19 年度に廃止

なお、道単独の特定疾患医療費については、特定疾患対策協議会の検討結果や他県の状況
を十分踏まえた上で、見直しを検討します。

国民健康保険事業の健全化

市町村の国民健康保険事業（以下、「市町村国保」という。）は、医療費が年々増大している反面、高齢者や低所得者の割合が高いことや景気の低迷などにより、保険料（税）収入が伸び悩むなど、その事業運営は厳しい状況にあります。

現在、国において、医療保険制度体系等に関する基本方針（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）に基づき、市町村国保の再編・統合や高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しなど、抜本的な改革を行うこととしており、これらに合わせて、市町村国保の財政の健全化に向けて取組みを進めます。

また、国の制度によらない道単独の財政支援については、国の財源措置が充実してきたことなどを踏まえ、段階的に縮減します。

道立社会福祉施設の見直し

道立障害児（者）施設については、先駆的及び広域的役割や、民間施設の設置や運営に対するモデル的役割を担うために設置運営してきましたが、道立施設としての必要性や今後の必要な機能を検討し、民間への移管も含め、縮小、統廃合を進めます。

超過負担の解消（国への要請）

精神医療など国の制度医療に係る超過負担については、引き続き、その解消に向け、必要な予算措置を国に要請していきます。

（平成 14 年度超過負担の状況 約 19 億円）

企業立地促進条例・規則の見直し

企業立地促進条例については、多様な産業の立地促進や雇用機会の拡大の観点から、平成 9 年度の大規模な見直しにより、助成額や補助対象業種の拡大などを図ってきたところですが、補助効果を検証の上、他県の状況なども踏まえながら、見直しを行います。

被服貸付規程の見直し

被服貸付品の更新期間の延長など被服貸付規程の見直しを行います。

5 施設等維持管理費

施設等維持管理費については、職員一人ひとりが今まで以上に行政コストに対する認識を持って施設の管理方法や委託方法を見直すとともに、環境管理システム（ISO14001）の全庁的な取り組みによる省エネ・省資源の推進により光熱水費の一層の縮減を行います。

また、事務事業の執行体制の見直しなどにより、非常勤職員、臨時職員の任用を必要最小限とすることや事務的経費の更なる縮減に取組み、施設等維持管理費全体で、平成19年度までに16%の縮減を行います。

<課題>

維持管理費については、これまでも環境管理システムの取組みに沿って、省エネ・省資源化の観点から経費の縮減を図ってきたところですが、近年、施設規模の大型化や利便設備の整備などに伴う維持管理コストが増加しており、その抑制、縮減が課題となっています。

また、事務的経費については、事務事業の執行に一層の工夫を加え、更なる徹底した経費節減を図る必要があります。

<これまでの取組み>

庁舎用光熱水費の削減

- ・ ISO14001 認証取得（平成12年6月 平成15年10月更新）
電気使用量 7.5%削減 ガソリン使用量 30.4%削減 熱使用料 20%削減
（いずれも平成10年度と平成14年度の対比）

臨時職員の単価見直し

非常勤職員の単価見直し

- ・ 人事委員会勧告等を反映
標準経費の削減 4,012 百万円 2,223 百万円（44.6%）

（1）歳出削減の目標額

（単位：億円）

区分	予算額	予算額	削減目標額	左の内訳		
歳出予算	490	470	50	20	10	20
一般財源	450	430	50	20	10	20

（2）対策の内容

庁舎管理コストの引き下げ

環境管理システムの取組みにより、引き続き、日中の窓側消灯、昼休み時間の消灯、両面コピーの推進などにより経費の抑制を図るとともに、施設管理については、外部委託等の検討や管理水準の引き下げにより、徹底した縮減を行います。

また、維持補修費については、適切な施設管理に努めることにより、できる限り縮減を図ります。

ア 庁舎維持管理費

- ・ 庁舎冷房の一部停止
- ・ 暖房運用の厳格化（20 ）
- ・ 法定外委託の見直し（自動ドア保守委託の廃止 など）

イ 庁舎清掃委託業務

- ・ 本庁舎について、机上清掃を廃止（職員実行）床・ガラス清掃回数の見直し
- ・ 支庁庁舎について、共通部分の実施回数を必要最小限とするなどの見直し

ウ 庁舎等警備委託業務

- ・ 本庁舎駐車場管理業務のコスト削減
- ・ 隣接施設警備の一体化等によるコスト削減

新たな施設管理コスト削減手法の導入

光熱水費や維持補修費などのランニングコストを最小化する施設の維持管理手法などの導入について検討します。

公用車の集中管理の導入や軽自動車化

本庁及び各支庁の各部（課）で管理している公用車について、集中管理による管理台数の縮減を図るとともに、用途や運行範囲などを検証の上、軽自動車の導入を行います。

非常勤職員、臨時職員の必要最小限の任用

非常勤職員、臨時職員については、必要性や業務内容を勘案した必要最小限の任用とします。

標準経費の削減

事務的経費の縮減を図るため、「事務改善に関するガイドライン」に基づく取組みを徹底するとともに、「庁用共通物品調達基準」の策定や事務事業の執行方法の見直し等により、20%以上の削減をします。

支庁等の宿泊施設・高等技術専門学院等の寄宿舍の廃止

職員の福利厚生用等のため整備した支庁などの宿泊施設については、利用率の低下や設置目的を達成したことから廃止し、民間への譲渡を検討します。

また、高等技術専門学院等の寄宿舍については、利用率の低下をはじめ、老朽化の進行や民間賃貸住宅の利用が可能なことから、順次廃止します。

職員公宅の縮減

職員公宅については、整備に伴う財政負担や民間賃貸住宅の借り上げ利用、さらには、空き公宅の現状などを勘案し、都市部を中心に縮減を進めることとします。

6 一般施策

当面する道政上の諸課題に適切に対応し、真に必要な施策を進めるため、政策評価と連動して「選択と集中」の視点に立って、事業の効果、必要性、妥当性等について抜本的に見直しを行い、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めることにより、平成19年度までに25%の削減を図ります。

<課題>

本格的な地方分権や官・民の役割分担を踏まえて、聖域を設けることなく、施策全般にわたる更なる見直しを行う必要があります。

また、公債費負担が歳出圧力となっていることや、国の地方行財政改革において、今後も地方交付税などの削減も懸念されることから、更なる事務事業の見直しが不可避な状況にあります。

<これまでの取組み>

政策評価による事業の見直し（127億円 127億円 118億円）

関与団体の見直し（団体数 ピーク時 201 179

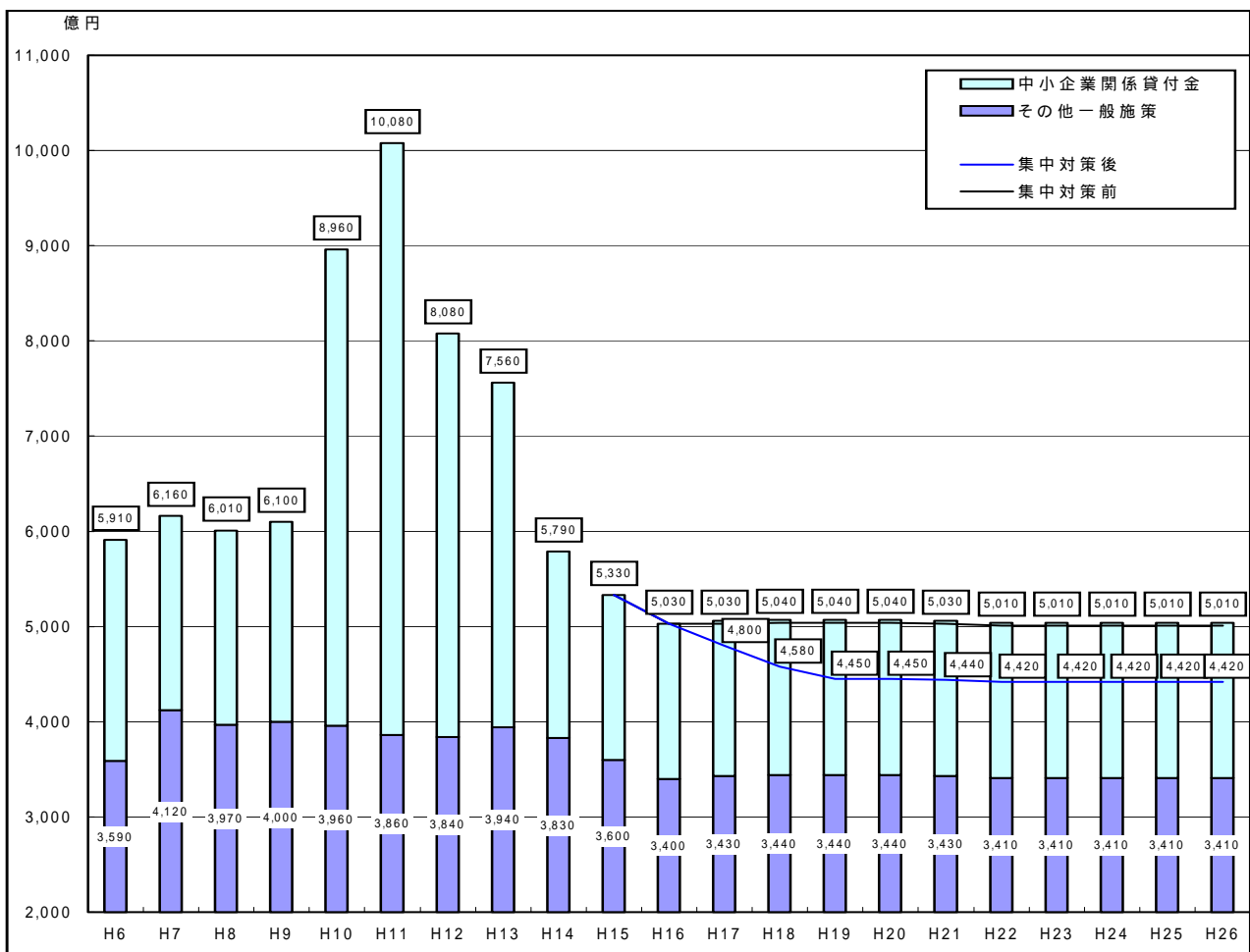
補助金等（決算額）ピーク時 68,114百万円 56,252百万円）

奨励的補助金、団体補助金、上置補助金等の縮減

特別会計への繰出金や長期貸付金の縮減

公的部門等における不良債権処理ともいべき石狩開発（株）や住宅供給公社問題の司法の場における抜本処理

【一般施策の推移】



H6～H16は、当初予算額（H7，H11，H15は、2定現計予算額）

一般施策の主なもの（一般財源が多額な事業）

（単位：百万円）

事業名	予算額	予算額	予算額	予算額	うち一般財源
私立学校等管理運営対策費補助金	25,376	25,874	25,670	24,935	20,877
他会計繰出金	27,575	22,405	22,515	47,734	17,536
食料・環境基盤確立緊急対策事業費	2,501	4,038	6,512	6,889	6,889
小規模事業振興指導費補助金	5,659	5,630	5,480	5,323	4,864
地域政策補助金	5,000	4,750	4,351	5,150	5,150
港湾管理組合負担金	3,553	3,753	3,785	3,687	3,687

（１）歳出削減の目標額

（単位：億円）

区分	予算額	予算額	削減目標額	左の内訳		
歳出予算	5,330	5,030	590	230	230	130
一般財源	1,520	1,390	250	100	100	50

（２）対策の内容

道単独補助金などの縮減・廃止

市町村、民間との役割分担を図る観点から、国の施策に対して一定割合を補助している上置補助金や時限を設定している事業については、施策目的を達成したもものから段階的に縮減・廃止します。

また、民間や市町村の取組みを促す奨励的補助金については、役割分担や政策の達成状況を踏まえた上で、引き続き縮減を図ります。

ア 食料・環境基盤緊急確立対策事業費

ガット農業合意を契機に、平成 8 年度以降体質の強い農業の確立などのため農業生産基盤の整備に係る農家負担の軽減（本来農家負担 15～25%を 5～10%に縮減）を図るため、事業を実施してきましたが、畜産環境整備は平成 16 年度、土地基盤整備は平成 17 年度で事業期間が終了することから、廃止します。

イ 畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業費補助金

平成 16 年度までに整備が義務化されている、家畜ふん尿処理施設の整備に対する道の上置補助については、法律に定める猶予期間が終了することから廃止します。

ウ 公共事業に係る政策上置補助

市町村等が実施する農業農村整備や林道整備などの公共事業に対する道の上置補助金については、地方分権に対応して、道と市町村等の役割分担を図る観点で、政策目的を達成したもものから段階的に縮減・廃止します。

エ 私立高校、幼稚園管理運営対策費補助金

私立学校の管理運営対策費補助金は、国庫補助、交付税、道単独上乗せの 3 つの財源構成となっていますが、道単独上乗せ補助については、段階的に縮減する一方、授業料軽減など保護者に対する支援施策の充実を図ります。

また、私学教育の振興を図るため、情報提供や相談を充実します。

オ 小規模事業振興指導費補助金

商工会議所や商工会の経営指導員等の人件費や、経営改善普及事業等に要する経費の一部の補助を行っていますが、1 市町村 1 商工会、商工会議所の原則に沿った指導体制や職員配置の見直しなどを行い、道補助金の縮減を図ります。

カ 港湾管理組合（苫小牧港、石狩湾新港）負担金

道が、港湾の設立母体として、応分の経費を負担していますが、港湾整備に係る事業計画の見直しや運営経費、組織体制の見直しを検討し、負担金の抑制を図ります。

市町村補助金等の統合補助金化

市町村等に対する奨励的な補助金については、本格的な地方分権を推進し、市町村の創意工夫による主体的な事業展開を促す観点から、地域政策総合補助金を創設し、整理統合を進めます。（当初予算 51 億円）

関与団体の抜本的見直し

関与団体見直し実施計画（平成 15～17 年度）を着実に推進し、団体の統廃合、事務局の統合、出資金の引揚げなどを行います。

また、18 年度以降については、取組み状況を踏まえ、新たな計画を策定します。

「公の施設」の効率的管理

ア 利用料金制度の導入

委託団体による主体的な運営による利用者の拡大やサービスの向上を図るため、利用料金制度を導入し、運営経費の削減を図ります。

イ 指定管理者制度の導入検討

より効果的、効率的な管理運営とサービスの向上を図るため、平成 18 年度までに指定管理者制度を導入します。

特別会計の経営改善

ア 札幌医科大学（ ；45 億円 ；32 億円）

「附属病院新経営改善計画」（平成 15～19 年度）に沿って、平均在院日数の短縮等による収入の確保や経常経費等の抑制、業務の委託化に努めるなど、一層の経営改善を進め、一般会計からの繰出金を縮減します。

イ 病院事業会計（ ；69 億円 ；47 億円）

「北海道病院事業経営計画（平成 15～19 年度）」に沿って、患者動向や道立病院の役割を踏まえ、最も適切な診療体制に見直しを行うとともに、法令等や業務量を勘案した必要最小限の職員配置及び業務委託を積極的に推進し、一般会計からの負担金及び貸付金を縮減します。

ウ 地方競馬会計（ ；16 億円 ；0 億円）

国をはじめとする関係機関の支援・協力を得ながら、組織、財務、番組、発売の4つの改革の柱を中心に競馬運営の抜本的な改善に取組み、平成 17 年度をもって一般会計からの借入金を廃止します。

エ 下水道事業会計（公共、流域）

計画内容と事業の妥当性について検証し一層の運営コストの節減に努めるとともに、経営改善計画を策定し、経営の安定化、事業の円滑な推進、市町村との役割分担の観点から、使用料、受益者負担金の適正化を行うなど、一般会計からの貸付金及び繰出金を縮減します。

政策評価制度の充実と事前評価による施策の一層の重点化と財源の重点配分
施策の重点的な展開を図るとともに、成果主義の観点から、より効果の高い施策を選択
するため、事前評価の本格導入を検討していきます。

また、毎年度の政策評価によって捻出した財源は、新生北海道の実現のための経済の再
建に向けた雇用対策や産業振興施策を中心に重点的に配分します。

7 歳入確保の取組み

自主財源の根幹をなす道税の確保に最大限努めるとともに、使用料・手数料についても、公平・平等の観点から見直しを行います。

また、財産収入や諸収入等についても積極的な確保に努めます。

<課題>

道税収入については、個人道民税や自動車税において依然として多額の滞納（収入未済額）が生じており、公平・平等な税負担の原則の観点から、徴収対策の強化等による解消が課題となっています。

また、使用料及び手数料については、受益者に適正な負担を求め「利用する人と利用しない人の負担の公平化」を図る必要があります。

<これまでの取組み>

道税収入の確保

- ・「道税確保特別対策本部」の設置による個人道民税、自動車税の徴収率向上の取組み
- ・自動車税に係る積雪軽減措置の廃止・キャンピングカーの税率区分の創設（～）
- 使用料・手数料の新設・改定
- 社会経済情勢の変化や受益者負担の原則に立ち、適正な単価に改正
- ・授業料等の新設（高等技術専門学院、農業大学校、漁業研修所）
- ・入館料の改定（美術館など）・占用料等の改定（水利使用料、漁港使用料など）
- ・手数料の新設（フロン類回収業者登録、自動車運転代行業申請、保育士登録 など）
- 財産収入の確保
- ・遊休資産の処分計画に基づく売却処分

（１）増収の目標額

（単位：億円）

区 分	増収目標額	左 の 内 訳			
道 税	95	5	46	30	14
使用料・手数料	5	5			
諸 収 入	20	4	4	5	7
計	120	14	50	35	21

（２）対策の内容

道税収入の確保

ア 道税の収入未済額（平成 14 年度決算 175 億円）が特に多額となっている個人道民税（67 億円）及び自動車税（53 億円）について、増収額の目標値を設定し、「道税確保特別対策本部」を中心とした全庁体制により、市町村との共同催告や共同徴収の強化、預貯金、給与等の債権差し押さえの強化などにより、その確保に取り組みます。

- ・ 個人道民税 18 億円
- ・ 自動車税 14 億円

上記各目標額には、諸収入（延滞金）を含む

イ また、脱税軽油の取締りを強化し、適正軽油の流通を促進させることや、現在、減免措置を行っているトラック・バスの自動車税について見直しを行い、地方税法に沿った税率による課税を行うことにより、税収の確保を図ります。

- ・ 不正軽油の取締り強化 5 億円
- ・ 自動車税（バス・トラック）の適正課税 10 億円

ウ 地方税法等の改正などにより、増収が見込まれるものについては、課税客体の正確な把握等に努めます。

- ・ 外形標準課税の導入 40 億円
- ・ 不動産取得税の税率軽減措置の廃止 10 億円

使用料・手数料の見直し

使用料・手数料については、前回改定（平成 12 年度）から 4 年が経過し、その後の社会経済情勢の変化に応じ適切な単価に改定すべき時期を迎えました。

単価の算定に当たっては、徴収の対象となる施設の建設費や維持管理費等のサービス提供原価をゼロベースから再精査した上で、フルコストによる算定方式に見直し、民間提供サービスや他府県等との比較、行政関与の必要性などにより、適正な料金に改定します。

なお、利用者負担が急激に増加する場合は、改定上限の設定など、激変緩和措置を講じます。

主な見直しの内容は、次の通りです。

- ア 公 の 施 設 道民活動センター、産業共進会場、野幌総合運動公園、近代美術館、少年自然の家など 33 施設について、建設費を含めたフルコストを基に「本来利用者から徴収すべき額」を算出した上で、改定上限率（50%）を設定し単価改定
- イ 衛生学院・看護学院 現行授業料及び入学料は、他県・道内の民間施設と比較すると、最低の水準になっていることから、道立の他の技能養成機関と同額に改定
- ウ 寄 宿 舎 使 用 料 公的な施設としての行政関与の必要性を考慮し、1/2 を公費負担することとして、入居者負担の急激な増加を考慮し、改定
- エ 行 政 財 産 使 用 料 道の関連団体や福利厚生施設の行政財産の使用により発生する加算料金全額徴収への見直し
- オ 占 用 料 等 各種占用料金間の均衡を図るなどの改定
なお、一部占用料金については、4 年間で段階的に引き上げ
- カ 試 験 研 究 機 関 使 用 料 社会情勢の変化、機器の更新等を勘案して改定
なお、企業等の使用実態を考慮し、これまで、1 日当たりの単価としていたものを、1 時間当たり又は半日当たりの単価設定に改め、実質的な料金引き下げを実施
- キ 道 営 住 宅 使 用 料 駐車場の使用料については、敷地の利用による受益のあり方を検討して見直し
- ク 手 数 料 道が独自に設定できるものは、実費徴収を原則として料金を改定
改定額については、人件費を含めた経常的な事務経費や印刷製本費、使用する備品の減価償却費などの「サービス提供原価」を再精査した上で設定
なお、見直しの結果、受益者負担が急激に増加する経費で、公共的な目的実現のため政策的な配慮が必要なものなどについては、増加額を抑制又は当面据置き
- ケ 高 等 学 校 授 業 料 今後の高校教育に必要な施策や保護者負担のあり方などを総合的に勘案し、平成 17 年度の改定を検討

諸収入の確保

- ア 宝くじ収益金は、道にとって貴重な財源確保策であり、インターネット等による普及宣伝活動の強化に努めるなど、宝くじの売上増を目指します。
- イ 道税収入率の向上等に伴い延滞金収入の確保に努めます。(再掲)
- ウ 児童保護措置費徴収金や道営住宅使用料などの収入未済額の解消に努めます。
(道税収入を除く収入未済額(平成14年度決算)23億8,100万円)

財産収入の確保

- ア 土地や建物などで遊休資産となったものについては、原則、売却処分により収入確保に努めます。
(平成15年度末処分対象物件台帳価格見込 43億円)
- イ 道有財産の建物や土地などを民間企業の事業活動や各種グループなどに対して、行政運営に支障がない範囲で有料貸出しを行い、道民サービスの向上を図ると同時に収入の確保に努めます。
- ウ 職員公宅については、国家公務員の宿舍の取扱いに準じ、「公宅料算定基準」の見直しを検討します。

財政立て直しプランの推進に当たって

1 道民サービス向上の視点に立った経営改革

道財政の立て直しを進めるに当たっては、道民生活への影響を極力少なくするために、道庁自ら、「知恵と工夫」を発揮して、業務の抜本的改革を進めるとともに、道民サービスの向上に努めていかなければなりません。

また、「道政の主役は、納税者であり生活者である道民」であることを道職員一人ひとりが再認識し、道庁自身が経営の視点に立った改革を大胆に進め、「道民のために働く道庁」として、新たに次の改革に取り組んでいきます。

道民サービスの向上

許認可に係る申請・届出等手続きの簡素化やインターネットを活用した電子申請の拡大、道立施設の利用時間の延長、体育館やグラウンドなどの施設の地域住民への開放、さらには、NPO等への支援として道の不用物品等の提供などを内容とする、「道民サービス向上プラン」を策定し、道民に身近で便利な道庁となるよう努めます。

民間ノウハウの大胆な導入によるBPRの戦略的展開

「民間の手法や活動」を手本に、道内の雇用の創出やビジネスチャンスの拡大につながる「アウトソーシング」を基本とし、給与や旅費の計算・支給事務などの単純・定型的な内部管理的業務と組織のあり方を大胆に見直す「BPR（業務の抜本的見直し）」を推進し、既存業務の効率化を実現することにより、簡素で効率的な道庁となるよう努めます。

2 雇用対策、産業振興施策の重点的な展開

道財政の立て直しを進めるに当たって、歳出削減等による本道経済への影響も避けられないものでありますが、当面は、限られた財源を本道の経済の再建のために重点的に充てることとし、「第三次北海道長期総合計画（後期実施計画）」や「北海道新生プラン」などに掲げた雇用対策や産業振興施策の展開に向けて、各種プランなどに基づき、効果的・計画的に取り組むほか、公共事業や投資単独事業の縮減による影響を少しでも緩和するよう、建設業等のソフトランディング対策を強化していきます。

特に、道民との協働による取組みの推進や道政のあらゆる分野において、雇用創出や民間需要の誘発効果の高い施策展開を図ります。

なお、当面の施策展開に当たっては、毎年度の政策評価により捻出した財源の重点配分（特定重点施策等）により実現を図ります。

< 施策の展開方向 >

雇用対策の推進

雇用情勢に的確に対応した「北海道雇用創出プラン」の推進

厳しい雇用情勢の中、産業構造の変化など経済社会の変化に即応した雇用対策を進めるため、産業振興施策と雇用施策を両輪として展開し、雇用の維持安定や創出に取り組みます。

具体的な施策展開

- ・公共事業の縮減等による影響などを踏まえ、雇用創出プランの見直しを検討

地域経済の活性化

「ほっかいどう産業活性化プログラム」の推進

本道の優位性、成長可能性のある分野を戦略分野に設定し、これら戦略分野における事業展開を集中的に支援するとともに、産業の活性化を牽引するリード役となる企業群の形成に取り組みます。

具体的な施策展開

- ・ 戦略分野への集中的な取組みの展開
 - 基幹産業分野：食、観光
 - 成長先導分野：IT、バイオ、住宅、環境・リサイクル、生活
- ・ 産業の活性化を牽引するリード役づくり（エクセレントカンパニー群の形成）
- ・ 地域の可能性を引き出す連携・協働の取組みの促進（産業間連携や産消協働の取組み等の推進）

「北海道農業・農村ビジョン21」の推進

「北海道農業・農村振興条例」の理念に基づき、将来にわたり持続的に発展可能な北海道農業・農村の将来像と取組みの基本方向を明らかにするとともに、その実現に向けた緊急かつ重点的な施策に取り組みます。

具体的な施策展開

- ・ 「食」「環境」「人」「地域」の視点に立った取組みの展開
- ・ 「地産地消」や「アグリビジネス」の推進（農業と観光など関連産業との連携）
- ・ 農業生産法人や新規参入者など多様な担い手の育成・確保
- ・ 酪農ヘルパーなど経営支援組織の育成

「北海道水産業・漁村振興推進計画」の推進

「北海道水産業・漁村振興条例」に基づき、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、漁業生産に関する目標を示すとともに中期的な施策に取り組みます。

具体的な施策展開

- ・ 「愛食運動」「地産地消」の推進（漁業と観光など関連産業との連携）
- ・ 漁業と水産加工業の連携強化
- ・ 新規就業者の受入体制づくりの促進

「北海道森林づくり基本計画」の推進

「北海道森林づくり条例」に基づき、百年先を見据えた森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりに関する長期的な目標を示すとともに施策に取り組みます。

具体的な施策展開

- ・ 地域の特性に応じた森林の整備・保全
- ・ 林業・木材産業等の健全な発展（中核的な担い手の育成、道産材の需要拡大）
- ・ 就業機会の確保等（森林・緑環境の整備による雇用の創出）

「産消協働」の推進

「生産」と「消費」の協働により、地域活力を創造する「産消協働」の取組みを道民と一体となって推進します。

具体的な施策展開

- ・ 道民会議の設置や運動指針の普及、地域の取組みの促進
- ・ 庁内施策の効果的な推進と連携強化
- ・ 地域資源の活用機会の拡大に向けた取組みの推進

構造改革特区構想の推進等

地域経済の活性化を図るとともに経済構造改革を推進するため、民間活力を活かし、地域の特性に応じた構造改革特区の実現や地域再生の取組みを推進します。

具体的な施策展開

- ・ 市町村や民間事業者などの取組みを推進するための相談受付や情報ノウハウの提供
- ・ 各地域の自発的な取組みの推進（特区構想推進会議の活用等）

中小企業者等に対する受注機会の確保

地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営安定を図るため「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、物品等の発注に係る契約締結に当たり、予算の適正な執行に留意するとともに、法令等との整合性を確保しつつ、中小企業者等の受注機会の確保・拡大に取り組みます。

公共事業等の縮減に対する影響の緩和

建設業等ソフトランディングの取組み強化

公共投資の削減などによる建設業や雇用への影響を最小限に抑えるため、企業体質の強化、新分野進出・多角化の促進、人材育成・雇用対策などを柱とする建設業等のソフトランディング対策を強化します。

具体的な施策展開

- ・経営戦略検討の支援（支援施策の普及、支庁独自の取組み）
- ・新分野進出の促進（先進取組み事例に関する情報の提供、参入分野に関する研修）
- ・新たな需要の創出（リフォーム市場の拡大や新技術等の導入促進）
- ・企業体質の強化（経営戦略づくりの支援）
- ・人材育成・雇用対策（経営多角化や円滑な再就職へ向けた職業訓練など）
- ・庁内関連施策の連携強化

国直轄事業における中小企業への発注機会の確保要請

直轄事業において道内中小企業の発注機会が確保されるよう国に対し要請します。

具体的な施策展開

- ・北海道開発局等に対する工事の分割発注などの要請

3 国への提言について

本プランの第 章で述べたように、国の地方財政制度改革に伴い地方財政計画上の地方一般財源（地方税＋交付税＋臨財債）は、平成14年度以降マイナスに転じ、特に平成16年度は、マイナス5%と、再建法に基づく都道府県の赤字再建団体転落ラインにも匹敵する大幅な縮減がなされています。

今後、国の「改革と展望」の期間である平成18年度までは、抑制基調が続くことも懸念され、歳入の1/4を交付税に依存している道財政にとっては、国の地方財政制度の動向に左右される面が大きいことから、地方分権の推進に資する改革となるよう、国に対して積極的に提言を行います。

4 進行管理

本プラン10ページに記載している「中長期財政収支見通し」は、今後の税収動向や国の地方財政制度改革の結果などにより、大きく変動するものです。

このため、毎年度の予算編成方針の策定時に併せて、その時々を経済情勢や国の動向などを踏まえた上で、「中期財政収支見通し」のローリングを行い、必要に応じて、対策の前倒し実施や見直しを行うとともに、関与団体の更なる見直しなどの新たな対策について示していきます。

また、この状況については、その都度、道のホームページなどを活用して、道民の皆様にお知らせしていきます。

国への提言

1 安定した地方税体系の構築

【国への提言内容】

- (1) 地方歳入と歳出の乖離の抜本的な解消を図り、景気変動に左右されにくい安定した地方税体系の構築を図ること。
- (2) 国から地方への税源移譲にあたっては、「所得税から住民税」、「消費税から地方消費税」への移譲を基本とすること。
- (3) 現行の税制度では大都市に税が集中しており、税源移譲がなされた場合、それが顕著となることから、税財源の偏在を是正する必要がある、その一環として、法人事業税における分割基準の見直しを行うこと。
- (4) 自動車税の徴収方法を納税しやすい簡素で効率的な税制度に見直すこととし、徴収事務の簡素化・効率化を図ること。

地方公共団体は、福祉・医療・教育など住民生活に密着した行政サービスを提供していることから、これら経費を安定して賄うことが必要であり、応益性や負担分任性という地方税の性格にも留意しつつ、税収の安定性を備えた地方税体系を構築する必要があります。

この場合、地方公共団体の自己決定、自己責任の拡充を図るためには、税財政面から適切に担保する必要がある、地方税の中でも基幹税目の更なる充実を図るべきです。

2 地方交付税制度の堅持と地方一般財源総額の確保

【国への提言内容】

- (1) 地方財政計画の策定を通じた財源保障制度を堅持すること。
- (2) 地方交付税制度の持つ財源調整機能及び財源保障機能を堅持すること。
- (3) 国庫補助負担金の一般財源化に伴う財政需要については、その全額を基準財政需要額に算入すること。
- (4) 税源移譲後における財政力格差を是正するための調整方策を構築すること。
法人事業税の分割基準の見直しなどによる地方税収の偏在性の調整
地方譲与税の交付団体への重点配分などによる調整
水準超経費の適切な計上による交付団体への地方交付税の確保
- (5) 地方交付税の国税収納整理資金から地方交付税特別会計へ直入すること。

地方財政計画の策定を通じたマクロとしての財源保障制度は、福祉・医療・教育など住民生活に密着した標準的な行政サービスの水準を維持するために必要不可欠なものです。

また、地方公共団体の自主財源の基本である地方税は、地域間の偏在が大きく、個々の地方公共団体が標準的な行政運営を行うためには、地方財政計画に基づき、地方交付税制度が有するミクロとしての財源保障機能及び地方公共団体間の財政力格差を補う財源調整機能を堅持する必要があります。

今後、税源移譲に伴い、地域間の財政力格差の拡大が予想され、地方財政計画の策定を通じた地方交付税制度の役割は、益々増大するものと考えられることから、地方交付税総額の安定的確保はもとより、国庫補助負担金の一般財源化に伴う財政需要的確な捕捉が必要不可欠です。

3 国直轄事業負担金の段階的縮減等

【国への提言内容】

直轄事業負担金については、直轄事業が国家的施策として実施されるものであることから、廃止する方向で段階的に縮減を図ること。

直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野のもとに国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して個別的に財政負担を課しており、特に、維持管理費に関する直轄事業負担金については、本来、管理主体である国が負担すべきものであり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においても段階的縮減を含め、見直しを行うこととされております。

また、国直轄事業に係る事務費についても、同様に、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等を踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとなるよう見直すこととされており、改善を図る必要があります。

用語解説

- ☞ 英字・英数字で始まる語は、50音順の後にまとめて載せています。
- ☞ 用語の後ろの括弧書きの数字等は、その用語の最初に掲載している頁等を表しています。

ア行

アダプトシステム (24)

住民や企業が、地域の道路・河川・公園などの公物の「里親」となって、清掃美化などの維持管理活動を行う協働の仕組みの一つ（アダプトとは「養子縁組み」の意味）

一般財源 (はじめに)

歳入の中で用途が特定されてない財源（道税、地方譲与税、地方交付税等） 対義語 特定財源
一般財源ベース 道では上記一般財源に道債を加えたものを一般財源ベースと称している

カ行

過疎代行事業 (22)

過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法などの規定に基づき、過疎地域や振興山村等における基幹的な市町村道の新設及び改築事業で国土交通大臣が指定する道路や下水道の処理場、管渠等の根幹施設について、道が市町村に代わって事業を行っている

借換債 (4)

国による地方債発行の許可（30年間）に対して、市場からの資金調達を原則10年間で行っていることから、予め2回の借換え（1回目：10年目、2回目：20年目）を予定して発行する地方債であり、予算上は、歳入（地方債）・歳出（公債償還費）にそれぞれ同額が計上される

環境管理システム(ISO14001) (29)

道（道庁）が行っている事務活動や公共事業などの事業について、環境への影響を継続的に低減させるために目的・目標を設定し、職員一人ひとりが率先して環境に配慮した取組みを行い、自らチェックするシステム（北海道環境管理システム）を導入し、平成12年6月から本庁知事部局、各種行政委員会、教育庁及び道警本部など20部局を対象に運用を開始

共済住宅資金 (26)

職員公宅の建設にあたり、地方職員共済組合（地共済）北海道支部が、必要な資金を地共済本部から借り入れして建設し、北海道は、地共済北海道支部から建物を賃借した上で、地共済の償還金見合いを道が賃借料として支払う手法

国の公共投資に係る削減方針 (22)

「国の公共投資については、その時々々の経済動向を勘案しつつ、「改革と展望」の対象期間を通じ、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていく。」～構造改革と経済財政の中期展望（平成14年1月25日閣議決定）

国直轄事業負担金 (21)

国が道路・河川等の建設や維持をみずから実施する場合、その経費の一部について、法令の定めるところにより、地方公共団体が国に対して支出する負担金

国の交付税及び譲与税配付金特別会計 (3)

地方交付税の原資である国税5税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を国の一般会計から繰出金として受け入れる特別会計

経常経費 (6)

毎年度持続して定期的に支出される経費（人件費、維持補修費など）

建設業のソフトランディング対策 (21)

公共投資の縮減等による建設業や雇用への影響を最小限にとどめるため、建設業等の経営体質の強化、経営多角化や新分野進出、人材育成、雇用対策を柱とする総合的な対策

減債基金 (1)

道債の償還に要する経費の財源に充てるために設置される基金

サ 行

財政健全化債 (1)

行政改革の努力により軽減される財政負担の範囲内(例えば、制度改革等による歳出削減総額の5倍以内)において、発行が認められる建設地方債

市場公募債 (25)

地方公共団体が起債市場において一般に公募する地方債

証書借入れ (25)

地方公共団体が借入先に借用証書を提出して資金を借り入れること

指定管理者制度 (15)

公の施設の管理について、従来の地方公共団体の出資法人等への管理委託制度に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」が管理を代行する制度(「指定管理者」には、NPO、民間事業者も含まれる)

ストックマネジメント (24)

保有している資産の有効な活用手法

タ 行

地方財政計画 (3)

内閣が法律に基づき、毎年度作成する地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する計画

地方独立行政法人制度 (12)

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要がないものの、民間を主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれのあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人(試験研究、大学の設置・管理、などが対象業務)

超過課税 (6)

地方税法上、標準税率が定められている税目について、当該標準税率を超える税率を条例で定めて課税すること

投資単独事業 (4)

国庫補助の対象とならない地方債を活用した道路や街路の整備、道単独の道路及び河川の清掃、草刈り、道立施設の整備など道が単独で実施する社会資本整備のための事業等

特定財源

歳入の中で用途が特定されている財源(国庫支出金、道債、分担金及び負担金、使用料及び手数料等)

特定目的基金 (1)

教育、文化の振興や産業の活性化など、特定の目的のために必要な事業に充てるための基金

ハ 行

標準経費 (29)

道行政や組織を運営していくために、最低限必要となる支庁や国との連絡調整、定期刊行物の購入、電話代等の経費で、各部の組織を基本として算定するもの

標準法に基づく教職員の適正配置 (18)

国は、全国的な教育水準の維持・確保のため、法律(「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」)で、公立の小中学校等や公立の高等学校の都道府県ごとの教職員の総数についての標準を定めている

ファシリティマネジメント (16)

企業等が保有する全ての施設(ファシリティ)を、経営的視点から、総合的に企画・管理・活用する経営管理活動(マネジメント)のことで、施設の長寿命化等による施設設備投資の最小化(いわゆるストックマネジメント)、光熱水費、維持補修費等の施設管理運営費の最小化、過剰・遊休等の排除といった施設の効用の最大化が目的で、民間企業において導入が進んでいる

フルコスト方式 (16)

施設等使用料の算定に当たり、人件費、維持管理費、減価償却費等全ての経費を積算した上で、本来受益者が負担すべき料金を算定する手法

マ 行

満期一括償還基金 (1)

減債基金のうち、満期一括償還方式により発行する道債の満期時の償還財源として積み立てる基金。市場公募債(H4以降発行分)及び銀行等引受債(H7以降発行分)について、発行後10年目の満期日に一括して元金を償還する方式が導入されたことに伴い、元金償還財源の確保及び世代間の負担の公平を図る観点から、これらの地方債を発行した場合、発行後4年目以降、毎年度元金の6%相当額を満期基金に積み立てることとしている

ラ 行

ラスパイレス指数 (7)

地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の基準を示したもの

利用料金制度 (33)

管理受託団体が公の施設を運営するに当たって、利用者の支払う施設利用料(「利用料金」という。)を地方公共団体に納めることなく、団体の収入として収受させる制度。これにより、収入の確保や維持管理費の削減など団体の自主的な経営努力を促すことにつながる

臨時財政対策債 (3)

交付税の振り替わりとして発行が許可される赤字地方債(国と異なり退職手当債及び減税補てん債と同様に地方財政法第5条(地方団体の借金は建設事業等のための財源とする場合にしか認められない)の特例)であるが、その元利償還時に全額交付税措置される

ローリング (41)

策定した計画について、毎年度見直しを行い、計画と実績とのずれを修正する手法

英字(ABC順)

BPR (15)

ビジネス・プロセス・リ・エンジニアリングの略称で、IT化と併せて業務プロセスを抜本的に再構築することにより、行政コストの縮減、業務の効率化、住民サービスの向上を図ること

ISO (26)

国際標準化機構(ISO)の製品の設計・製造から検査まで「品質マネジメントシステム」(9000シリーズ)や事業活動における環境への負荷を低減するための「環境マネジメントシステム」(14000シリーズ)を認証するために必要な事項を規格化したもの

PFI (15)

Private Finance Initiativeの略。公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に民間資金とノウハウを活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図る事業手法のこと

参考資料

1. 北海道における地方交付税制度の役割

(1) オール北海道の歳入構造

道分・市町村分を含む本道財政の歳入構造は極めて脆弱ですが、道民一人当たり税収218千円に加えて、地方団体間の税源偏在を是正する交付税が296千円配分されることにより、教育・福祉など全国並みの行政サービスの提供を行うことができます。また、国庫支出金も156千円と、全国よりも手厚く配分されています。

<平成14年度決算の状況>

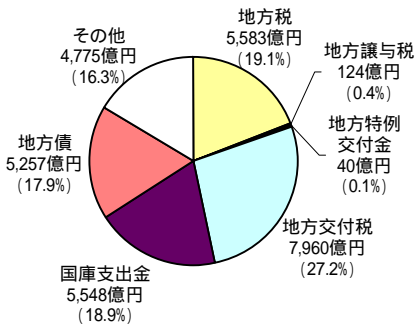
(単位:億円、%)

区分	北海道					全国		摘要
	道分 A	市町村分 B	計 A+B	全国シェア C/D	道民1人当たり (千円)	D	国民1人当たり (千円)	
自主財源	5,583	6,834	12,417	3.7%	218	333,785	263	
地方税	5,583	6,834	12,417	3.7%	218	333,785	263	
地方交付税	7,960	8,882	16,842	8.6%	296	195,449	154	
依存財源	5,548	3,326	8,874	6.7%	156	131,748	104	
国庫支出金	5,548	3,326	8,874	6.7%	156	131,748	104	
地方債	5,257	3,922	9,179	6.9%	162	133,186	105	
その他	4,939	8,409	13,348	7.5%	235	177,534	140	
計	29,287	31,373	60,660	6.2%	1,067	971,702	766	

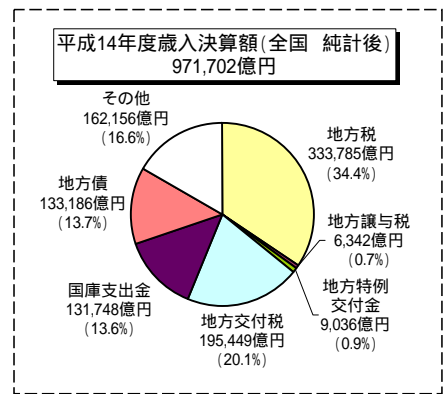
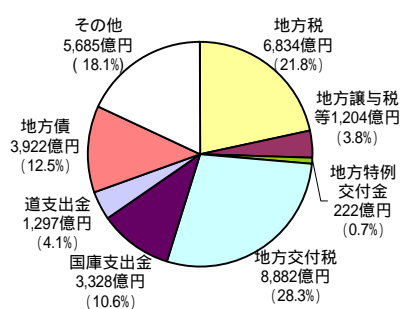
<参考>

我が国の国税徴収状況	13,351	2.8%	235	475,546	375	札幌国税局ベースによる
人口(千人)	5,683	4.5%	-	126,926	-	

平成14年度歳入決算額(北海道)
29,287億円



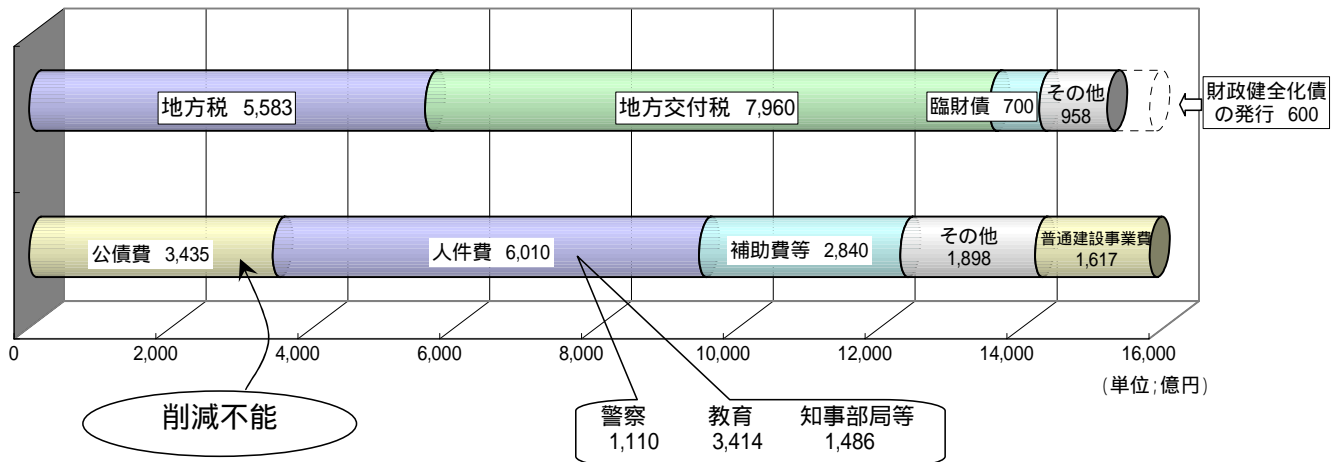
平成14年度歳入決算額(道内市町村等)
31,373億円



(2) 道財政における一般財源の状況

道財政について、道自らの裁量で自由に使える一般財源(地方税、交付税、臨財債など)をみると、地方税(道税)だけでは過去の借金返し(公債費)のほか、小中学校教員などの人件費も賄えない現状にあり、今後の財政運営に当たっても、交付税制度の存続が前提となります。

平成14年度決算ベース 性質別歳出 充当一般財源等の状況



2. 平成16年度地方財政対策の概要

平成15年度地方財政計画				平成16年度地方財政計画			
歳 出		歳 入		歳 入		歳 出	
86.2兆円		86.2兆円		84.7兆円		84.7兆円	
給与関係経費 23.4		地方税 32.2		地方税 32.3 (+0.5)		給与関係経費 23.0 (-1.9)	
補助直轄 8.4		都道府県 13.4		都道府県 13.7 (+1.9)		補助直轄 7.9 (-4.6)	
投資的 経費 23.3		市町村 18.8		市町村 18.6 (-0.6)		投資的 経費 21.3 (-8.4)	
地方単独 14.9		地方交付税 18.1		地方交付税 16.9 (-6.5)		地方単独 13.5 (-9.5)	
その他経費 39.5		臨時財政対策債 5.9		臨時財政対策債 4.2 (-28.6)		その他経費 40.4	
		譲与税等 2.4		譲与税等 4.1 (+29.2)			
		地方債(臨財債等除) 8.5		地方債(臨財債等除) 9.2 (+8.2)			
		その他 19.1		その他 19.0			
		税+交付税+臨財債 5.0%					
		(1.4% 0.5%)					
		(-財化など見合)					

(注) 1 「譲与税等」= 地方譲与税+地方特例交付金+税源移譲予定特例交付金+減税補てん債など。
2 ()書きは、対前年度伸び率[%]である。

【道財政への影響試算】

(単位：億円、%)

区 分	H15(2定)	H16(当初)	-	/	摘 要	
一 般 財 源	道 税	5,000	5,090	+90	+1.8	地財ベース
	交 付 税	7,240	6,800	440	6.1	見込7,300×6.5
	臨 財 債	1,520	1,100	420	27.6	地財ベース
	小 計	13,760	12,990	770	5.6	
	譲 与 税 等	430	620	+190	+44.2	一般財源化等による増
計	14,190	13,610	580	4.1		

+) 道債の確保(資金手当債)など + 380億円

地財対策の影響による収支不足拡大分 200億円

プラン前倒しなど 50
健全化債(450-600) 150

+) 予算編成方針策定時の収支不足見込額 1,530億円

年間収支不足見込額 1,730億円 +

3. 平成16年度と同程度(200億円)の収支不足の拡大が平成18年度まで続いた場合の
収支見通し

(単位:億円)

		← 集中対策期間 →				← 構造改革期間 →						
区 分		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
現行制度による分	収 支 不 足 額	1,530	1,690	1,760	2,010	2,040	2,070	2,030	2,110	2,280	2,380	2,370
	「 展 望 」 収 支 対 策 A	840	140	60								
	「 プ ラ ン 」 集 中 対 策 B	290	800	1,200	1,700	1,680	1,640	1,580	1,570	1,630	1,650	1,650
	「 プ ラ ン 」 集 中 対 策 C に よ る 効 果					170	250	360	500	630	750	870
	道債発行の抑制による償還費の減					20	30	60	100	140	170	200
	職員数の削減					70	140	200	270	340	410	470
	医療・介護費用の適正化					80	80	100	130	150	170	200
	集中対策後の収支不足額 (+A + B + C)	400	750	500	310	190	180	90	40	20	20	150
地方財政制度改革による分	地方財政制度改革による 収 支 不 足 の 拡 大 分 D	200	400	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	(参 考) 実質的な収支不足額(+D)	1,730	2,090	2,360	2,610	2,640	2,670	2,630	2,710	2,880	2,980	2,970
	財政健全化債償還額 E		10	20	30	70	110	140	180	180	180	180
	+D + E	600	1,160	1,120	940	860	890	830	820	800	760	630
	中長期的な健全化効果 F					50	110	170	220	280	340	390
	差引収支不足額 (+ F)	600	1,160	1,120	940	810	780	660	600	520	420	240
	財政健全化債の活用 G	600	600	600	600							
	基金の活用 H		550									
最終的な収支不足額 (+ G + H)	0	10	520	340	810	780	660	600	520	420	240	
		累 計		530	870							

4.平成15年11月時点の道財政の中長期収支見通し

(単位:億円)

項目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H26-H15	
歳出	人件費	7,890	7,830	7,800	7,970	8,050	8,050	8,090	8,050	8,070	8,080	8,080	8,100	210
	公共事業費	5,240	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	150
	投資単独事業費	1,210	1,270	1,200	1,190	1,200	1,240	1,160	1,280	1,260	1,190	1,150	1,160	50
	義務的経費	3,890	3,930	3,980	4,040	4,090	4,160	4,230	4,310	4,380	4,460	4,550	4,640	750
	施設等維持管理費	490	490	490	490	490	490	490	490	490	490	490	490	0
	一般施策事業費	5,330	5,340	5,310	5,320	5,320	5,320	5,310	5,290	5,280	5,280	5,280	5,280	50
	道債償還費	5,160	5,590	6,640	6,130	7,160	7,630	6,830	6,640	7,210	7,520	7,900	7,860	2,700
	うち借換債除き	4,250	4,180	4,320	4,200	4,330	4,260	4,270	4,180	4,160	4,330	4,360	4,310	60
歳出合計	29,210	29,540	30,510	30,230	31,400	31,980	31,200	31,150	31,780	32,110	32,540	32,620	3,410	
うち一般財源所要額 A	18,190	18,590	19,660	19,370	20,500	21,060	20,280	20,160	20,820	21,150	21,610	21,650	3,460	
歳入	道税	5,000	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	30
	地方交付税	7,240	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	8,710	50
	臨時財政対策債	1,520												
	その他道債	2,420	2,430	2,370	2,350	2,360	2,380	2,350	2,420	2,400	2,370	2,350	2,360	60
	公共事業等	1,720	1,680	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	60
	特別対策事業等	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	0
	施設建設	150	200	160	140	150	170	140	210	190	160	140	150	0
	借換債	910	1,410	2,320	1,930	2,830	3,370	2,560	2,460	3,050	3,190	3,540	3,550	2,640
その他収入	10,570	10,490	10,450	10,480	10,510	10,510	10,540	10,540	10,530	10,560	10,550	10,580	10	
歳入合計	27,660	28,010	28,820	28,440	29,380	29,940	29,130	29,100	29,660	29,800	30,120	30,170	2,510	
うち一般財源 B	16,640	17,060	17,970	17,580	18,480	19,020	18,210	18,110	18,700	18,840	19,190	19,200	2,560	
収支不足額 (B - A)	1,550	1,530	1,690	1,790	2,020	2,040	2,070	2,050	2,120	2,310	2,420	2,450		
展望収支対策	1,550	1,290	140	60										
集中対策		240	680	1,180	1,700	1,680	1,640	1,580	1,570	1,630	1,650	1,650		
道債発行の抑制額			180	360	550									
プラン実施による償還費の減						20	30	60	100	140	170	200		
定数削減						70	140	200	270	340	410	470		
医療・介護の見直し等						80	80	100	130	150	170	200		
上記対策後の収支不足額	0	0	870	550	320	190	180	110	50	50	20	70		

平成15年度の実質的収支不足額は、1,720億円であるが、現時点での歳出削減努力を踏まえた額としている。

5. 道財政の健全化に向けたこれまでの取り組み

平成9年9月に「財政健全化推進方策」を策定し、各種施策の見直しを実施

平成11年4月に「財政非常事態宣言」、同年11月には、「財政の中期試算と今後の対処方針」を策定し、施策の見直し、人件費の縮減などの諸対策を実施

平成13年9月に「道財政の展望」を策定し、当面の1千億円を超える収支不足に対処するとともに、歳入・歳出全般にわたる構造改革の取り組みを実施

(単位：億円)

区 分	主 な 取 組 み	予算額（一般財源（道債を含む））の推移					
		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳 出 削 減	職員数適正化計画による職員数削減 ・ から までの5年間で知事部局の職員数5%削減 ・ から ²⁴ までの10年間で知事部局の職員数15%削減 期末・勤勉手当の縮減（～ までの措置） ・ 本庁課長職以上10%、その他職員7.5%縮減 管理職手当の縮減（～ 、～ までの措置） ・ 5%縮減 給料の縮減（～ までの措置） ・ 1.7%縮減 知事等の給料及び期末手当の縮減（～ 、～ までの措置） ・ 給料 知事・副知事・出納長10%、その他の常勤の特別職等5%縮減 ・ 期末手当 ～ 知事・副知事・出納長20%、その他の常勤の特別職等15%縮減 ～ 知事・副知事・出納長15%、その他の常勤の特別職等10%縮減	6,230 (80)	6,140 (90)	6,150 (10)	6,100 (50)	6,120 (20)	6,020 (100)
減	投資単独事業の抑制 ・ 特別対策事業、公共関連単独事業の削減 ・ 施設建設事業 一定規模(30億円程度)以上の施設は、新規着工を行わない。 ～ 施設整備方針に基づき、施設の改築を耐用年数満了まで延期	1,960 (260)	1,540 (420)	1,430 (110)	1,250 (180)	1,120 (130)	900 (220)
	一般施策の見直し 政策評価による事業の見直し(127億円 127億円 118億円) 関与団体の見直し(団体数 ピーク時 201 179) 奨励的補助金、団体補助金、上置補助金等の縮減 特別会計繰出金の縮減(310億円 190億円) など	1,870 (200)	1,660 (210)	1,590 (70)	1,580 (10)	1,570 (10)	1,440 (130)
歳 入	自動車税に係る積雪軽減措置の廃止及びキャンピングカーの税率区分の創設 (～ 増収額7.3億円程度、～ 増収額8.9億円程度) 「道税確保対策本部」の設置による個人道民税、自動車税の徴収強化						
確 保	使用料・手数料の見直し 改定後4年を経過し、その後の社会経済情勢の変化に対応するとともに、サービス提供原価をゼロベースから再精査し、「コストに応じた対価の徴収原則の徹底」「住民間の公平・均衡の確保」に向けた改定を実施 (平均アップ率1.5%(改定部分15.5%) 増収額5億円程度)						

(注) 1. 「予算額（一般財源（道債を含む））の推移」欄の()書は、対前年度増減

2. 11年度及び15年度は2定現計予算、その他は当初予算ベース

6 . 北海道財政立て直し推進本部設置要綱

(設置)

第1 道の財政の健全化を図るため、道に北海道財政立て直し推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 財政立て直しに係る重要な方針の決定に関すること。
- (2) 財政立て直しの企画、調整及び推進に関すること。
- (3) その他財政立て直しに係る重要事項の決定に関すること。

(組織)

第3 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、知事の事務部局の部長、出納局長、石狩支庁長並びに北海道教育庁企画総務部長、北海道人事委員会事務局長、北海道監査委員事務局長、北海道警察本部総務部長、北海道地方労働委員会事務局長、北海道選挙管理委員会事務局長、北海道議会事務局長及び北海道企業局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 前項の規定により本部長の職務を代理する者は、別表1のとおりとする。

(会議)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者に本部の会議への出席を求めることができる。

(幹事)

第6 本部に幹事を置く。

2 幹事は、知事の事務部局並びに教育庁、人事委員会事務局、監査委員事務局、警察本部、地方労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、議会事務局及び企業局の関係課長（課長相当職を含む。）のうちから、別表2に定める職にある者をもって充てる。

3 幹事は、幹事会を構成し、本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。

4 幹事会の会議は、総務部財政課長が招集し、及び主宰する。

(部会)

第7 本部に部会を置く。

2 部会は、財政の立て直しに関する専門的な事項について、調査及び検討を行う。

3 部会は、別表3に定める職にある者をもって充てる。

(本部の庶務)

第8 本部の庶務は、総務部財政課において処理する。

(本部の運営に関する必要事項)

第9 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月8日から施行する。

この要綱は、平成16年6月3日から施行する。

この要綱は、平成16年7月29日から施行する。

別表 1

副本部長
副知事 吉澤 慶信
副知事 山本 邦彦
副知事 麻田 信二

(注)代理の順序は、吉澤副知事、山本副知事、麻田副知事の順とする。

別表 2

財政立て直し推進本部幹事

所 属	幹 事
総務部	総務課長、財政課長、人事課長
知事政策部	参事
企画振興部	総務課長
環境生活部	総務課長
保健福祉部	総務課長
経済部	総務課長
農政部	農政課長
水産林務部	総務課長
建設部	総務課長
出納局	総務課長
石狩支庁	総務部長
教育庁企画総務部	財務課長
人事委員会事務局	総務審査課長
監査委員事務局	総務課長
警察本部総務部	会計課長
地方労働委員会事務局	総務課長
選挙管理委員会事務局	次 長
議会事務局	総務課長
企業局	総務課長

別表 3

部 会 名	構 成 員	分掌事項
プラン推進部会	総務部財政課長(部会長) 総務部財政課主幹(再建) 総務部人事課主幹(組織) 総務部行財政改革推進室主幹(システム改革) 総務部行財政改革推進室主幹(政策評価) 知事政策部主幹 各部代表課主幹(予算担当) 教育庁財務課主幹(財務予算) 警察本部会計課主監 石狩支庁総務部総務課長	・プランの推進管理